

■ 現行計画施策・事業の進捗状況調査の結果について

各担当課より回答いただきました、「事業進捗状況調査」の結果につきましては、以下のとおりです。

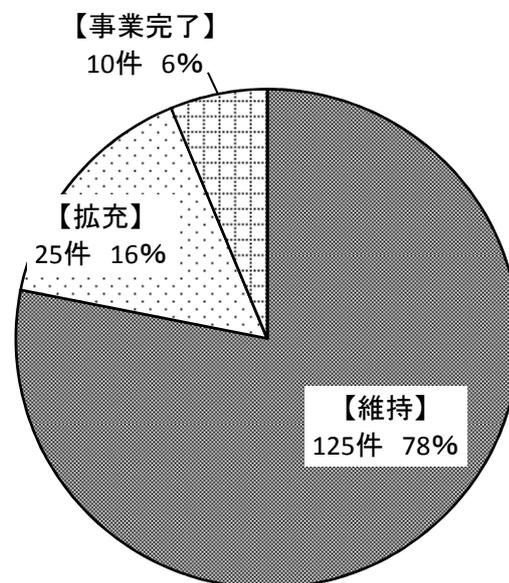
【結果】

- ・(維持)……現状のまま、継続する事業が125件
- ・(拡充)……内容を拡大・充実する事業が25件
- ・(事業完了)・終了・完了した事業が10件

※同一事業で複数課が回答したもので、今後の方向性が異なるものはそれぞれでカウントしている。

ほか、中核市移行・新規事業として5件

となっております。



現行計画施策・事業の方向性

通し番号	基本施策	施策の展開方向	施策・事業	担当課	施策・事業の概要	施策・事業のめざす目標 (見込まれる効果・成果)	施策・事業の実績 (できたこと・できなかったこと、工夫したこと)	今後の課題	今後の方向性(その1)	今後の方向性(その2)
1	1	1-1	障害者等の権利擁護	社会福祉協議会	成年後見制度の利用が必要な方への支援を実施します。	成年後見制度の必要な方への支援を行うことにより、その方の権利や財産を守る。	障害のある方やその家族に対して、成年後見制度に関する講座やセミナーを開催し、広く周知を図った。また、親族申立ての支援を行い、制度利用に繋がった。 ただ、法人として成年後見人等の受任もしているが、障害のあるかたの受任実績はない。	障害のあるかたの親亡き後の生活などが問題になっているが、成年後見制度自体の知名度が低い。正しい制度理解をしてもらうために、今後も引き続き成年後見制度の周知に力を入れていく必要がある。また、法人として障害のあるかたの成年後見人等の受任に関しても、現状では実績がないため、今後検討していく必要がある。	引き続き、成年後見制度の普及啓発、親族申立ての支援等を行っていく。また、法人として成年後見人等の受任もしていく。	維持
1	1	1-1	障害者等の権利擁護	社会福祉協議会	県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を継続して実施します。	判断能力が不十分な精神障害者、知的障害者の権利を擁護することを目的として、福祉サービス利用援助、日常生活に伴う金銭管理などを行う。	関係機関が参加する会議などにおいて制度内容を説明し、リーフレットを配布することで制度の周知を行い、制度利用に繋がった。	潜在的に制度の利用を必要としているかたをサービス利用につなげることができるよう、引き続き関係機関に対しリーフレットの設置や会議等での説明などを行い、制度内容について周知する。	障害者の権利を擁護することを目的として、事業を継続していく。	維持
2	1	1-1	障害者虐待防止センター事業	障害福祉課	障害者虐待対応の窓口となる「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。	障害者の虐待を未然に防ぎ、人権を尊重し、虐待のない明るい社会の実現を目指す。	受け入れ施設の確保に苦慮することはあったが、大きな事故に発展することはなかった。	障害者虐待に関する通報義務の周知、啓発及び緊急時の受け入れに関しての施設理解	障害者虐待に関しての理解の普及活動を努めていく。	維持
3	1	1-1	権利擁護体制の充実	長寿支援課、障害福祉課ほか	障害者相談支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知や普及、相談支援などを行いながら、制度の利用につなげる取組みを進めます。	障害者の権利が保障される地域社会づくり	障害者相談支援センター及び成年後見センターともに、成年後見制度の市民向け講座を開催し、普及に努めた。	制度説明会や研修会開催において、参加者確保が十分でないことから、内容や取り組みについて検討が必要と思われる。	関係機関と連携し、市民向け及び事業所向けの制度説明会を開催していく。	維持
3	1	1-1	権利擁護体制の充実	長寿支援課、障害福祉課ほか	成年後見センターや地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知や普及、相談支援などを行いながら、制度の利用につなげる取組みを進めます。	成年後見制度の周知 成年後見制度の利用の増加	平成26年10月成年後見センターを開設した。 平成28年市民後見人が選任された。 成年後見センターでの成年後見制度の利用に関する相談や成年後見制度普及啓発フォーラム、成年後見制度連携機関情報交換会などを実施することにより成年後見制度の周知を行った。	市民後見人を養成するが、市民後見人養成講座を終了した22人の中から、市民後見人に選任された人数は4人である。 成年後見制度の相談など年々増えている。	今後も市民後見人の選任を増やしていく。 成年後見制度周知のため、成年後見制度普及啓発フォーラム、成年後見制度の普及啓発に関する出前講座など継続し行っていく。	拡充
4	1	1-1	「障害者ガイドブック」の内容充実	障害福祉課	障害者に関する福祉サービスについて、ガイドブックを作成し窓口での配布及び市ホームページへの掲載をしています。制度改正等に対応して随時改訂するなど、内容の充実に努めます。	障害をお持ちのかたの手続き、サービスについて情報を一冊に集約することにより、誰にでも平等に情報を提供することができるようになります。	障害福祉課窓口での配布だけでなく、川口駅前行政センターや各支所での配布、川口市のホームページへの掲載により、多くの方に障害をお持ちの方が利用できるサービスや手続きを周知することができるようになりました。 また、点字やルビ付き、録音版など様々な障害に対応したガイドブックの作成によって、障害をお持ちの方がより情報を得やすくなりました。	制度改正が行われた場合、ガイドブックへの掲載のタイミングが難しいこと、古いガイドブックをお持ちの方に対しての内容変更の周知方法について、検討すべき点であると思います。	障害をお持ちの方がどういった制度やサービスを受けられるのか周知するには効果的な方法だと思つて今後も、制度改正や新しい情報を収集し、配布していきたいと思つています。	維持
5	1	1-1	点字・録音広報等の発行	障害福祉課、社会福祉協議会	「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープ及びデジタル録音図書として毎月発行します。	障害の有無や内容に関わらず、平等な情報が得られるための共生社会づくりの一助	希望者には毎月、発行することができ、時代に相応してテープからデジタルへの切り替えも利用者へ負担を課すことなく対応できた。	担当ボランティアの育成、設備面の充実。	今後も利用希望者すべてに対応していく。	維持
5	1	1-1	点字・録音広報等の発行	社会福祉協議会	「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープ及びデジタル録音図書として毎月発行します。	視覚障がいのあるかたへ向けた広報として、「社協だより」の点字広報誌や録音テープ等を作成することにより、市民の誰もが平等に社協だよりの情報を得ることができるようにする。	社協として点字広報誌や録音テープの作成はしていないが、録音テープ(デジター版)の作成については、平成26年度までボランティア団体に依頼していたが、平成27年度に、作成側の高齢化及びリスナーの減少を理由にボランティア団体から協力辞退の申し入れがあったため、現在は実施していない。	現時点では、事業の実施は予定していない。	現時点では、事業の実施は予定していない。	事業完了
6	1	1-1	選挙における投票環境の整備	選挙管理委員会事務局	郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度の啓発や、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害者の投票環境の整備を図ります。	選挙権の行使は民主主義の根幹に係わるもので、傷害の有無に係わらず投票できる環境の整備をめざす。	市内8施設に設置している期日前投票所施設について、4施設はスロープを常設した1階部分に投票所を設置し、2階以上の部分を投票所としている4施設については全てエレベーターを常設している施設に設置し、移動に障害のある有権者の利便性を高めることができた。 市内94箇所に設置している投票所施設について、可能な限りスロープを設置しているが、施設の形態、状況により設置できない場合もあり、この場合、投票所職員を増員し人的な支援を行うなど対応している。 郵便投票、代理投票、点字投票等制度については、ホームページや選挙時に作成するお知らせチラシ等で周知を図っているところである。	投票所となる施設は公共の施設を中心に選定されるが、古い建物も多く、選挙人の動線に段差も多々見受けられる。投票所の現況調査を継続的にを行い、引き続き、全ての投票所のバリアフリー化をめざす。	投票所の現況調査を継続的にを行い、引き続き、全ての投票所のバリアフリー化をめざす。	維持
7	1	1-1	成年後見制度利用支援事業	長寿支援課、障害福祉課	身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。また、今後市ホームページを活用するなど制度の周知に努めます。	障害の有無に関わらず、権利を守られる地域社会づくり。	対応を要する障害者に対しては支援することができ、ホームページ等の活用し制度の周知に努めた。	支援が必要と思われる障害者の洗い出し、支援者側の情報の共有	支援が必要と思われる障害者に対応していくことは当然であるが、事業を担う市民後見人の養成にも関係機関と連携し努めていく。	維持
7	1	1-1	成年後見制度利用支援事業	長寿支援課、障害福祉課	身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。また、今後市ホームページを活用するなど制度の周知に努めます。	成年後見制度利用支援事業は、市長が行った後見、保佐及び補助開始の審判申し立てについて、申し立て費用及び家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人及び補助人の報酬を助成するもの。	成年後見制度の市長申し立てについて、親族等が申し立てのできない、後見、保佐及び補助が必要な高齢者について市長申し立てを行った。 市長申し立ての内、川口市成年後見人等の報酬助成要綱、川口市成年後見人等の報酬助成対象者に関する事務取扱基準に従い報酬助成を行った。	報酬助成は市長申し立てをした案件のみ行っていたが、成年後見人親族申し立ての後見人等の選任が第三者(専門職)になることも増えてくると思われ、親族申し立てでも第三者(専門職)が選任され、報酬を負担することが困難な案件についても助成が必要になってくると思われる。	成年後見人親族等申し立てを行った場合で、第三者(専門職)が後見人等に選任された場合の報酬を負担することが困難な方に対し助成を行っていく	拡充
8	1	1-1	意思疎通支援事業	障害福祉課	意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業などを推進します。また、今後県と連携しながら手話通訳者の養成事業を実施し、登録手話通訳者等の増員に努めます。	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対して、日常生活が円滑に送れるよう支援するもの。	派遣及び養成に関する事業は継続し、徐々にではあるが、登録者の増員も図れている。	一定の技量確保には時間が必要となり、通訳者として活動できるスキルにまで至る者が少ない。また、養成のための長きにわたる会場確保や設備面の充実、講師が必要となる。	障害者の意思疎通支援に関する普及啓発、各養成講習会等の受講者の増大に努めていく。	維持

9	1	1-2	障害者の理解と共感を促す地域社会づくりの推進	障害福祉課	身体障害・知的障害・精神障害の3障害のほか、発達障害や高次脳機能障害のある人などが地域において安心して社会生活を送ることができるよう、地域住民一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい理解を深められるような地域づくりを推進します。また、障害者に関する不適切な用語についても、国・県と連動し、表現や使用法について改善を図ります。	発達障害や高次脳機能障害に対する理解を深め、障害の有無に関わらずともに生きる共生社会づくり。	家族会、事業所連絡会等において講座を開催し、啓発の一助とした。	言葉だけの理解で解釈がまちまちな面が多いことから、正しい理解につながるよう更なる普及啓発が必要である。	市民や事業所向け講座の開催、相談体制の充実。	維持
10	1	1-2	交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進	指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた交流及び共同学習を実践することができるよう、他教科・領域と連携した指導内容の充実、浸透について、学校訪問等を通して啓発します。	学校訪問等を活かし、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者への正しい理解を推進する。また、学校の実態、児童の実態に即し、交流及び共同学習を年間計画に位置づけ内容の充実を図るようとする。	各校で、総合的な学習の時間の福祉に関する内容等で取り上げられるようになってきた。特別支援学級等設置校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、障害者への理解、発達に課題のある児童への理解を深め、積極的に交流及び共同学習を積極的に行うことができた。	障害者、発達に課題のある児童・生徒への正しい理解は、授業者の理解が前提となる。研修会等を活用しながら、内容の充実、浸透に努める。	現状を維持しつつ、他教科・領域との連携を図りながら内容の充実、浸透に努める。	維持
11	1	1-2	ボランティア・福祉教育全体計画等の作成	指導課	市内小中学校の児童生徒に福祉体験学習の機会を提供するなど、教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心の育成に努めます。また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、教員への指導、働きかけの強化に努めます。	市内小・中学校の児童生徒が、各種福祉体験活動を通じて、勤労の尊さや社会に奉仕する精神の育成、福祉に関する問題を解決していく能力を身につける。また、国際協力、環境保全、少子高齢化社会への対応など様々な社会問題に対する、問題意識を広げたり深めたりすることができる。	川口市社会福祉協議会やかわぐち市民パートナーシップと共催する各種ボランティア福祉体験活動への参加を促した。	市内全教職員が、ボランティア・福祉教育の意義等を共通理解していく	市内小・中学校の児童生徒に対して、社会福祉施設において体験活動を行うことや、国際協力、環境保全、少子高齢化社会への対応など様々な社会問題に対する、問題意識への啓発を図るために、ボランティア・福祉教育を教育課程に、意図的・継続的に位置づけ、福祉の心を育てます。また、全体計画及び年間指導計画の改善を行い、作成状況を調査し、担当主任等への指導・働きかけを行っています。	維持
12	1	1-2	福祉教育指導資料集の発行	指導課	国や県の動向を踏まえ、資+B57料の内容を研究をしていきます。	ボランティア・福祉教育を指導する際、書く教職員が指導資料集を活用することで、より効果的に児童生徒に実践させることができる。	指導資料の内容を研究する時間を確保することが難しかった。	国や県の動向を踏まえ、社会福祉協議会等と連絡を取り合いながら最新のボランティア福祉教育の情報を収集する	全教職員に配付している「指導の方向」の冊子にあるボランティア・福祉教育の項目の活用を継続していく。	事業完了
13	1	1-2	研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化	指導課	特別支援教育にも視点をあてた研究委嘱校を推奨します。また、各学校において、道徳教育を要しながら社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成、生命や自然を大切にす心、相手を尊重する心の育成に努めます。	道徳教育や特別支援教育に視点をあてた研究委嘱校に研究発表会を通して啓発する。	＜平成25・26年度＞ 道徳教育に視点をあてた研究委嘱校 小学校 1校 中学校 1校 ＜平成26・27年度＞ 道徳教育に視点をあてた研究委嘱校 小学校 4校 中学校 3校 ＜平成27・28年度＞ 道徳教育に視点をあてた研究委嘱校 小学校 2校 特別支援教育に視点をあてた研究推進校 小学校 1校 ＜平成28・29年度＞ 道徳教育に視点をあてた研究委嘱校 小学校 1校 ＜平成29・30年度＞	今後も特別支援教育に視点をあてた研究委嘱校を更に推奨していく。	今後も研究委嘱を推奨しながら、各学校において、社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成を研究主題として、生命や自然を大切にす心、助け合い協力する心、相手を尊重する心、自主的に活動する心の育成を推進する。	維持
14	1	1-2	福祉協力校の指定	指導課	小学生に対する福祉の心の啓発と、社会福祉への関心及び理解を深めるため、学校独自の方法により、ボランティア・福祉教育の進め方やボランティア精神の普及方法を推奨しつつ、発達段階に即したボランティア活動・福祉体験活動を進めます。	ボランティアマインドの普及が小学校の児童生徒にどの程度見込まれるのか、検討段階である。	検討段階のため、実績は見込まれていない。	他市・他県の例を参考にしながら、福祉協力校のあり方やボランティアマインドの普及について研究していく	福祉協力校の指定を図るのは難しいため、学校独自のボランティア・福祉教育の進め方やボランティアマインドの普及の仕方を推奨しつつ、発達段階に即したボランティア福祉体験活動を推進する。	事業完了
15	1	1-2	障害者への理解を深めるための教育の推進	指導課	交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、児童生徒の障害者に対する理解を深めるとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。また、障害のある児童生徒が、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き、学習活動を行う支援学習を実施し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進します。	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方にとって、互いに触れ合うことを通して、同じ社会を構成する一員であるという仲間意識を育てる。そのために、支援学習を実施し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進に努める。	県立川口特別支援学校、県立越谷特別支援学校、県立大宮ろう学園、県立草加かがやき特別支援学校、県立盲学校鳩保己一学園からの支援学習の受入を行った。継続した受入だけでなく、新規の受入も年々拡大している。児童生徒の障害の状況に即し、活動の種類や実施方法等について各県立学校と受入校との間で連携し、工夫した取組がなされている。	地域に住む障害をもった児童生徒が、本来通う学校に登校し、地域の児童生徒と触れ合うことで、支援学習が双方にとって成果のある取組にしていく。さらに、同じ地域に住む仲間としての地域交流のきっかけとしていく。	今後も支援学習の拡大が考えられる。学校教育の全体計画に位置づけ、継続的、発展的な取組になるよう、学校・地域の実態に即した年間計画の作成を推進する。	維持
16	1	1-2	精神保健福祉に関する普及啓発	障害福祉課、保健センター	広報紙やホームページなどを活用し、精神障害及び精神障害者を正しく理解するための普及・啓発活動を実施します。また、精神疾患に対する偏見をなくし、広く一般市民への普及・啓発の方法を検討します。	精神障害者に対する偏見や差別をなくし、正しい理解を深め、ともに生きる共生社会づくり。	市民や事業所向けに心の健康講座を開催し、啓発の一助とした。	若年層への啓発	若年層(小・中学生)が参加ができるような取り組みの検討	維持
16	1	1-2	精神保健福祉に関する普及啓発	障害福祉課、保健センター、保健所準備室	広報紙やホームページなどを活用し、精神疾患及び精神障害者を正しく理解するための普及啓発活動を実施します。また、メンタルヘルスに関する問題は、誰にも起こりうる身近な存在であることへの理解を促進し、早期発見、早期受診に結びつけるために、広く一般市民への普及啓発活動を実施します。	精神疾患及び精神障害者への理解を深め、誤解や偏見を除去・軽減することにより、当事者の地域での生活や就労等の社会復帰・社会参加を促進します。	広報やホームページなどを利用し、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用案内や心の悩みに関する相談窓口案内など周知しています。また、9月の自殺予防週間、10月の精神保健福祉普及運動週間、3月の自殺対策強化月間など期間に応じて、「いのち守ろうコーナー」設置やポスター掲示、チラシの配布など行っています。	アルコール、薬物等の依存症対策、ひきこもり関係の普及啓発も合わせて取り組むことが必要となります。	精神保健福祉の普及啓発は継続的に行うことが重要であり、今後も市民のニーズを踏まえて事業を実施します。	維持
17	1	1-2	広報の充実	障害福祉課	地域における障害者や施設の活動などを、市のホームページ等で紹介し、障害者への理解や共感の促進に努めます。	障害の有無に関わらず、支障なく日常生活を送ることができる共生社会づくり。	積極的にホームページにて取り組みを紹介することはできなかった。	掲載に関する基準や内容の取り組みの設定をしていない。	市主催事業やイベント等における積極的な紹介や掲載に努める。	拡充
18	1	1-2	「川口市福祉の日」の推進事業の実施	福祉総務課	毎年、10月25日の「川口市福祉の日」にあわせ、社会福祉大会等の事業を実施し、思いやりの心、いたわりあいの心、助けあいの心を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。	本事業により、地域で行われている福祉活動等に、市民の目が注がれることで、福祉活動の更なる充実とそれに対する新たな啓発が図られる。	「川口市社会福祉大会の開催」 社会福祉功労者等への表彰状や感謝状の贈呈 地域福祉実践発表の実施 金婚・ダイヤモンド婚賀詞の贈呈 著名人による講演など 「福祉のデザイン画募集」 市内小中学校の児童生徒を中心に募集(例年2000点前後の応募あり) 「福祉に関する啓発活動」 上記の「福祉のデザイン画」の入選作を公共の場に掲載し、啓発を図る ⇒平成28年度からは市内の郵便局やコミュニティバス内に掲示した	ほぼ補助金のみによる事業運営であり、今後の事業の推進にあたり効率的なあり方を検討する必要がある。	今後も継続して実施していく。 (子どもから高齢者までお互いが認め合い、お互いが支えあう『地域共生社会』の実現が求められるなか、事業の実施は意義深いものであるため)	維持

19	1	1-2	障害者週間記念事業等の開催	障害福祉課	毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」を記念し、障害者週間記念事業や市内障害者施設作品展を開催し、市民の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるように努めます。	障害者週間に浸透させることにより、市民の障害者に対する理解を求めていく。	毎年度開催しており、更なる普及につながるよう屋内から屋外に場所を移し開催に至っている。	参加団体の増加からのスペース確保、一般参加者の増加につながる工夫	継続実施としていくが、一般参加者の増加につながるイベントや取り組みの検討	維持
20	1	1-3	障害者団体への活動補助	障害福祉課	障害者(当事者)団体が行なう事業に対し、円滑かつ安定的な事業運営ができるよう助成します。	障害者の福祉向上等のための事業を推進する。	円滑かつ安定的な事業運営ができたことにより、障害者の福祉向上等が図られた。	財政状況が厳しい中、予算を確保し支援を継続していく。	障害者の福祉向上、社会参加の促進及び障害者への理解を深めるため、障害者団体の事業に対して継続的な支援を行う。	維持
21	1	1-3	障害者団体連絡協議会との連携	障害福祉課	市内の障害者団体が多数加入している「川口市障害者団体連絡協議会」との連携のもと、障害者施策を効率的に推進します。	障害者や現場の支援者らの生の声を聞くことにより、障害者にとって住みやすいまちづくりの一助とする。	連携を密にしたことにより、様々な事業への協力や、意見を取り入れることができた。	市内の全団体が加入しているわけではないので、その他の団体との連携も必要となる。	任意団体であり、加入の強制力は無いが、協議会の内容や取り組みについて、新規事業者等への周知を図っていく。	維持
22	1	1-3	住民参加型福祉サービス事業の推進	社会福祉協議会	住民参加型福祉サービスは市民の参加と協力による助け合いの制度であり、高齢者、障がいのあるかた、産前産後のかたで、ご自分で家事ができず家族等からの支援が困難なかたに「家事援助サービス」「ちよこっと困りごとサポート」「介護用品助成サービス」「車いす貸出サービス」「福祉車両貸出サービス」の各種サービスを実施している。	各種サービスの実施により障害福祉サービス等の公的サービスでは対応できない、細やかな対応を目指す。地域の住民が助け合う家事援助サービスを通じて、地域住民の繋がりを推進していく。新たなサービスの「ちよこっと困りごとサポート」により一時的な家事援助サービスに対応していく。川口市の実施事業と重複しているサービスの見直しにより、将来に渡り持続できる制度を目指す。	家事援助サービスを通じて地域住民の繋がりを推進した。平成27年度から「ちよこっと困りごとサポート」を実施し、電球交換や粗大ごみの運搬等、一時的な家事援助サービスに対応した。本事業だけでは対応できないニーズに対し、障害者相談支援センター等と連携した支援を行った。協力員の不足や高齢化によりニーズに対応できない場合があった。対象外である専門的なサービス(身体介護・送迎等)について要望があった。	協力員の高齢化が課題となっている為、40～60代の若い世代の協力員の確保が必要。介護保険法の改正に伴い、地域の住民同士の助けあい活動へのニーズが高まっている為、よりきめ細やかな対応ができる事業を目指していく。障害者相談支援センター等の専門機関との更なる連携により、困難な課題を解決できるようネットワークを構築していく。	新たな協力員の確保に向け、入門講座の開催を増やしたり、協力員の活動費の増額を検討していく。サービス内容の開発や対象者の拡大を検討し、きめ細やかな対応ができる事業を目指していく。障害者相談支援センター等の専門機関との更なる連携により、困難な課題を解決できるようネットワークを構築していく。	拡充
23	1	1-3	ボランティア育成事業等の推進	協働推進課、社会福祉協議会	川口市と川口市社会福祉協議会が協働し、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。青少年ボランティア育成事業では、市民ボランティア、教育関係者、福祉関係者、知的経験者などで構成する「川口市青少年ボランティア育成委員会」が主体となり、小学生を対象としたボランティア体験プログラムである「こどもフリーさろん」や「夏休みこどもボランティアさろん」、中学生以上25歳位までの方を対象とした「青少年ボランティアスクール」などを開催します。	社会福祉協議会と協働し、川口市青少年ボランティア育成委員会の運営に携わり、多くの施設やボランティア団体の協力のもと、未来のボランティアを育成する観点から青少年ボランティア育成事業として、小・中・高校生から概ね25歳位までの青少年に対するボランティアスクールを開催している。例年60余りの施設・団体、500名程度の参加者があり、青少年がボランティアに関わるきっかけづくりとなることを効果として見込んでいる。	青少年ボランティアスクールを、将来のボランティア育成を目指し、多年にわたり継続して実施することができた。また、青少年ボランティアの育成にあたっては、小学生から体験できる「こどもフリーさろん」を実施、参加者にポイントカードを発行し、これにより活動を中学生、高校生になっても引き続き行えるよう工夫している。今後は、中・高校生がボランティアスクールでの体験を継続して行えるようなプログラムづくりを青少年ボランティア育成委員会と共に考え実施していくことができるよう検討している。	次世代を担うボランティアの育成事業は、今後とも継続し実施することが必然である。事業を拡大するにあたっては、受入をしてくれる各施設・団体の受入人数の増加、また、新たな受入協力団体等の発掘と協力が必要となる。	現在の事業を維持しつつ、青少年育成委員会との協力により、より効率的・効果的な方法を検討し推進する。	維持
23	1	1-3	ボランティア育成事業等の推進	社会福祉協議会	市民ニーズや必要性の高いボランティアの把握に努めながら、青少年ボランティアスクールやボランティア入門講習会、ボランティア体験学習等について、青少年ボランティア育成委員会の協力による効率的な事業の実施方法を検討する。また、講習会や体験プログラムの内容の充実を図る。	日々のボランティア相談において需要があり、不足しているボランティアを養成することにより、ニーズに対応する。また、ボランティア活動のきっかけとなるボランティア体験を実施することにより、ボランティア活動に対する啓発を行う。	平成27年度にボランティア相談において需要のある傾聴ボランティアで、既存のグループからリーダーを養成し、その後交流会やフォローアップを実施することにより活動へとつなげている。また、障害者サポートボランティア講座や精神保健福祉ボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動に対する啓発を図った。さらには、いきいきサロンを開催して、障害のあるかたの居場所づくりのひとつとなった。その他、ボランティア活動のきっかけになる青少年ボランティアスクールの平成29年度参加者数は延べ約480名であった。今後については、参加者がボランティアスクールだけでボランティア活動を終わらせるのではなく、その後のフォローアップが必要である。	青少年ボランティアスクールが一度限りの体験で終わらせるのではなく、継続的な活動となるような働きかけが必要。また、ボランティア養成講座の継続的实施に加えて、養成講座終了後ステップアップするための支援も必要となる。	体験プログラムや講習会の内容の更なる充実を図る。	拡充
24	1	1-3	ボランティアの登録・紹介・相談	協働推進課、社会福祉協議会	ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、社会福祉協議会ボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション(キューポラ)内の活動の充実を図ります。また、障害者が必要としているボランティアの相談や問合わせに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、障害者関係の情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。	市民パートナーステーション内に社会福祉協議会ボランティアセンターが設置されていることから、双方の利用団体、登録団体の活動拠点として利便性の向上、必要な情報の共有、事業の協力など日常業務から連携を図っている。また、万が一の災害時には、双方が協力し、災害ボランティアセンターを開設することになっていることもあり、常に協働体制づくりを念頭に業務を進める。	社会福祉協議会と協力し、団体の把握・紹介をし、市民や団体と協働を図っている。更にかわぐち市民パートナーステーションにボランティア広場を定期的に開催し、広く市民や団体に周知することをきっかけとして興味を持ってもらっている。	登録団体数の拡張を進めるとともに各団体との連携や団体同士の交流を図り、より広くつながりを持てるような環境づくりを進める。	引き続き、登録団体の拡張を進めると共に、施設運営に関しての方向性について検討する。かわぐち市民パートナーステーション運営委員会と協力し団体間の交流、つながりを深められるよう推進する。	維持
24	1	1-3	ボランティアの登録・紹介・相談	社会福祉協議会	市内のボランティア活動者の把握と支援を目的にボランティア団体及び個人登録制度を設けている。ボランティア活動者や依頼者からの相談に対し、活動先や活動者の紹介を行い、必要に応じて関係機関に繋げている。	多様化する相談に対応できるよう、情報収集や関係機関との連携を強化する。	障害者施設からの演芸ボランティアの依頼や、送迎や朗読ボランティアを希望する個人の依頼があり、登録団体や個人登録者に対応をお願いするなどコーディネートを行った。内容によっては、ボランティアで対応が難しいケースもあり、有償のNPO団体を紹介することもあった。障害のあるかたがボランティアしたいと来所されることもありますが、社会参加の場を求めている場合が多く、ボランティアセンター主催のふれあいいきいきサロンを紹介し、参加に繋がった。	精神障害のあるかたがボランティア活動したいと相談があった場合の活動先の確保や、障害のあるかたからのボランティア依頼に対応できるボランティアが不足していることが課題である。ボランティアセンターとして、市内施設に障害のあるかたのボランティアの受入れについて理解を求めていくこと、依頼に対応できるボランティアの養成や現在登録している個人登録者に対するフォローアップが必要である。	コーディネート業務、障害者関係の情報提供の充実を図る。登録制度の見直しを行う。	拡充
25	1	1-3	ボランティア大学の充実	社会福祉協議会	市民がボランティア大学を通じてさまざまな福祉分野に関する知識・技術を習得することができるよう、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化、地域福祉の実践者やリーダーの養成、市民の障害に対する理解を深めるためのテーマ設定など、ボランティア大学の充実を図る。	市民がボランティア大学を通して、ボランティアを始めるきっかけにしたり、様々な福祉分野に関する知識や技術を習得すること。	毎年テーマを変更することにより、幅広い福祉分野のボランティアに関する知識や技術の向上を図った。また、日程を複数日開催にすることにより、参加者の理解を深めることができた。	市民が「行きたい。聞いてみたい」と思うようなテーマ設定の充実化を図ることが毎年の課題。そのために、市民の福祉ニーズの把握に努める。	市民の福祉に関するニーズに対応するためニーズの把握に努め、市民のボランティア意識の啓発や活動の活性化を図る。	維持
26	1	1-3	ボランティア団体の活動支援と連携	障害福祉課	障害者の社会参加を促進するため、ボランティア団体の活動等を支援するとともに、障害者団体とボランティア団体との連携を図ります。	障害者の社会参加の促進。	市主催の障害者社会参加事業等において、ボランティアの方々の協力を得ながら実施することができた。	多様な障害に対応するボランティアの人数はまだ充分ではない状況であり、育成していく必要がある。	ボランティアの育成及び各種団体との連携、ネットワーク作り。	維持
27	1	1-3	学校教育における福祉教育の推進	指導課	関係団体と連携し、授業等に障害やボランティア・福祉体験活動を取り上げ、福祉教育を推進します。	ボランティア・福祉について関心をもち、理解を深めると共に、人格を尊重し合い、自己の確立と助け合いの精神の育成を図ることができる。	総合的な学習の時間を中心にボランティア・福祉体験活動や各種障害の疑似体験等について、関係団体と連絡を取り合いながら活動を行うことができた。	各学校の全体計画や年間指導計画に位置づけ充実・改善していくこと	障害や高齢者福祉等について、正しい知識を身につけると共に、体験等の充実を図るため関係団体への協力を求めながら推進していく	維持
28	1	1-3	教職員の福祉活動への参加促進	指導課	社会福祉施設や社会教育関係団体等と連携し、積極的に地域の福祉活動に参加するよう、教職員に働きかけます。	教職員と地域のつながりが深まり、学校教育における福祉活動への理解と協力を求めることができる。	教職員の福祉活動への意識を高めることや組織的・計画的に活動を進めることが難しかった。	各学校において、長期休業等を利用しながら、計画的に福祉体験行事に参加できる体制作りを努めていく。	社会福祉協議会や市民パートナーステーション等との連携に努めながら、積極的に地域の各種ボランティア福祉行事に参加するよう、担当主任を中心に各教職員に働きかけていく。	維持

29	1	1-3	ボランティアに対する情報提供	社会福祉協議会	国や県、その他各種団体からのボランティアに関する情報を、広報紙やホームページでボランティア団体や福祉施設や市民等に提供する。また、広報紙「ぼらんていあ川口」を発行し、障害者をはじめ広く市民も身近なところで閲覧することができるよう、新たな設置場所を検討し、市民に対する情報提供の充実を図る。	ボランティアセンターで主催する講座や助成金等の情報を、ボランティアセンター登録団体や関係施設に情報提供することにより、ボランティア活動の支援を行う。	ボランティアセンターのホームページや窓口等で、各種講座や助成金等の情報提供を行った。また、対象が限定されている内容に関しては、対象者のみ直接郵送やFAXで情報提供を行った。「ぼらんていあ川口」では障害者スポーツに取り組んでいる団体について取り上げ、啓発に努めた。	ホームページを見られない環境のかたや、窓口に来られないかたへの対応が必要となる。	郵送やFAXや広告等、情報提供手段を増やす。また、様々なニーズに対応できるようにホームページの内容の充実を図る。	維持
30	1	1-3	民間協力団体との連携強化	障害福祉課	行政と密接な関係を持つ町会・自治会、婦人団体連絡協議会、青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等との連携を深め、各事業への参画を働きかけます。また、障害者関係団体と民間協力団体との交流や協力体制の構築を促進します。	障害者が地域に溶け込んだ共生社会。	民間協力団体の自主性に任せていた部分があり、行政があまり積極的に働きかけることはできなかった。	各民間団体への情報提供。	各民間団体へ情報提供を行っていくことにより、係わりを増やしていく。	維持
31	2	2-1	精神保健福祉相談体制の充実	障害福祉課、保健センター	精神保健福祉士や保健師を配置し、さまざまなこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。	精神的な悩み等がある場合に、身近に相談できる環境づくり。	関係機関と連携を図りながら、支援を行うことができた。	相談件数や相談時間の増加から、それにええられる体制づくり。	関係機関との連携強化、情報を共有に努め、利用者支援の充実を図っていく。	維持
31	2	2-1	精神保健福祉相談体制の充実	障害福祉課、保健センター、保健所準備室	精神保健福祉士や保健師を配置し、様々なこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。	専門的助言に基づく適切な支援により、相談者、家族及び関係者の不安が軽減され、こころの健康の保持増進につなげるとともに、適切な医療機関や支援機関への橋渡しを行うことで、社会復帰及び社会参加を促進します。	精神保健福祉士と保健師が共に、面接・訪問・電話など緊急度に応じて随時対応できました。相談内容に応じては関係機関との連絡調整を実施し、市民の相談に対する利便性を向上させています。	精神保健福祉に関するニーズは年々増加傾向にあり、市民に対する相談支援の必要性が高まっています。また、精神疾患に関する課題が貧困、教育、介護、子育て等の2次的な生活課題と重なることが多く、他機関との連携が重要となっています。こうしたことから、相談内容を的確に評価し、必要性に応じたさまざまな対応ができるよう、支援者の専門能力を向上させることが課題となります。	平成30年の市保健所開設後は、現在、県保健所が実施している事務が移譲予定。今後は関係機関とのネットワークづくりや相談支援体制を強化し、効率よく有効性が高い事業の実施に努めます。	拡充
32	2	2-1	相談窓口の充実	障害福祉課	障害者のさまざまな相談に対応できるよう、相談担当者(ケースワーカー)の資質の向上を図り、窓口で総合的に相談できる体制を充実します。	障害者や家族等への支援体制の充実、支援者の確保	開庁時には相談担当者を決め、相談者が来庁した不在にならないよう工夫を行なった。	障害種別により相談者が来庁しても、すぐに対応できないことあった。	相談担当(ケースワーカー)の資質の向上を図り、様々な相談に対応できるように行っていく。	維持
33	2	2-1	ピアカウンセリングの実施	障害福祉課	市内で活動している視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者等の当事者が、悩みを抱える障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心としたしくみづくりを進めます。	自助団体を育成、活発化することにより、ともに助け合う社会づくりの一助とする。	講座の開催等により自助団体に対する支援を行ってきたが、団体自身の意識付けが十分に至っていない。	自助団体の役割の明確化と仕組みづくり。	身体障害者相談員、知的障害者相談員のような仕組みづくりを行っていく。	維持
34	2	2-1	福祉と保健の協力体制の充実	障害福祉課、保健センター	保健所との連携を強化し、精神障害者に対する保健・医療・福祉の総合的な支援や事業を協力しながら実施します。	相談場所を限定することなく対応できる、保健・医療・福祉が自動的に連携される仕組みづくり。	定例的な連絡会のみならず、普段から、日常的に連携を保つことができた。	中核市移行後の新たなシステム作り	中核市移行に伴い役割の明確化、情報共有及び情報収集に努めていく。	維持
34	2	2-1	福祉と保健の協力体制の充実	保健センター	保健・医療・福祉の連携を強化し、障害者(難病を含む)に対する総合的なきめの細かい支援が提供できるように努めます。	障害者(難病を含む)が、必要な医療や福祉サービスを受けながら、地域で安心して自立した生活を送ることが出来る。		中核市となり、市の保健所を設置する中で、さらにきめ細かい市民サービスが求められる。保健所の中で新しい相談体制を構築することと、地域の中で身近な相談場所としての保健ステーションの充実が課題となる。	身近な相談は保健ステーション等で受け、必要に応じて保健所の担当者や関係機関と連携を図りながら支援を行う。また、他機関からの相談にも対応し、協力体制を充実させて行く。	維持
35	2	2-1	相談機能の充実	障害福祉課	障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、地区ごとに協議の場を設け、密接な連携を図ります。	地域との密接な関係を図った社会づくり。	各協議会や連絡会には担当者が出席し、情報交換や制度説明等の連携を図ることができた。また、地域の相談者に対しても支援の協力が得られている。	障害者施策や制度の普及啓発、地域のごとの対応差の是正	協議会や連絡会の大、小に関わらず担当者が出席し、顔の見える関係にて障害者支援の連携を図っていく。	維持
36	2	2-1	相談支援事業(障害者相談支援センター)	障害福祉課	障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。相談支援にあたっては、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、相談支援機能の強化や、研修や定例会等を通じて相談員一人ひとりの資質の向上を図ります。	市内の生活圏域に相談支援事業所を配置することで、障害福祉サービスが利用しやすい環境をつくり、地域格差が生じないよう相談支援センターの情報共有、交換及び研修会等を設定する。	定期的な連絡会や研修会を開催し、情報交換等にも時間を費やした。	担当職員の入れ代わりなどにおいても、対応できる体制作り。	各相談支援センター、担当職員のスキルアップの強化を図る。	維持
37	2	2-2	紙おむつ支給事業の推進	障害福祉課	常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し経済的負担の軽減に努めます。	常時おむつを使用している心身障害児・者に対し紙おむつを支給、本人及び家族の経済的、精神的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的としている。	紙おむつを支給することにより、在宅生活の継続を支援し、本人及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。	当該事業は、長寿支援課が主管課であり、当該事業で支給している紙おむつについて、利用者の要望に併せて種類やサイズを増やすことについても研究していく。	独自で排泄処理できない障害児・者にとって、紙おむつは日常生活の中で必要な消耗品だが、障害児・者及びその家族の経済的負担・精神的負担も大きいことから、その方々の負担の軽減を図ることは必要であり、今後も現状維持で継続して実施する。	維持
38	2	2-2	障害者短期入所施設「しらゆりの家」	障害福祉課	家族の疾病等により一時的に障害者の介護が困難となった場合や、家族の介護負担を軽減するために障害者短期入所施設「しらゆりの家」において一時的に障害者を受入れています。医療的ケアを必要とする人の夜間対応、移送手段の確保などについて検討するとともに、施設については老朽化が進んでいるため、施設のあり方についても検討します。	施設の改修等により、障害者に対するサービスをより一層充実させ、一方では効率的に福祉資源を活用することで安定したサービスを提供できるようにする。	施設の老朽化に伴い、平成28年度から施設を移転したことで利用者の安全が確保された。また、利用者数においては、平成27年度まではほぼ横ばいであったが、移転後の平成28年度は前年比の約2倍となった。移転後立地が住宅密集地ということもあり、利用希望者がこれまでより多くなったものと考えられます。	利用者のニーズに沿ったサービス内容を充実させていくとともに、施設に入所するだけに留まらず、地域住民との交流を促す支援を行うことにより、利用者の自立した生活を確保していく必要があります。	当面は財政面等の諸課題があることから、現状の指定管理者制度を活用して障害者一時入所施設を継続していきます。	維持
39	2	2-2	民間による施設建設の支援	障害福祉課	民間による施設建設について、各施設の整備計画を精査のうえ、当該計画が市の施策と合致した場合、適宜必要に応じて建設費や運営費補助を行います。	安定的な事業運営を行うことができるようになり、障害者総合支援法上のサービス事業へのスムーズな移行ができる。	施設の円滑な事業運営ができ、利用者へのサービス向上が図られた。	支援対象の施設及び障害者の実態を詳細に把握する必要はある。	各施設及び障害者の実態を把握しつつ、予算の範囲内での支援を継続していく。	維持
40	2	2-2	公立施設の有効利用の方策の検討	障害福祉課	障害福祉サービスへの有効利用を図るため、既存の公立施設の利用方法について研究・検討します。	不足しているサービスの供給を行うため、既存施設の有効利用を図り、それを補っていく。	特に必要ではなかった為、実施せずにいた。	特になし。	特になし。	事業完了
41	2	2-2	ホームヘルパーへの研修の充実	障害福祉課	障害者に適切なサービスを提供できるよう、障害者を介護するホームヘルパーに研修への参加を促進し、資質の向上に努めます。	障害者特性を理解し、多様な障害種別に対応できるヘルパーの育成。	障害者居宅サービス技術援助業務として実施することができた。	多様な障害者特性の理解につながるようなカリキュラムの吟味、参加者の増加につながるような日程等の検討。	ヘルパーの資質向上につながるよう、プログラム等を精査していく。	維持
42	2	2-2	保健福祉専門職の確保	障害福祉課、保健センターほか	障害者の保健福祉の充実を図るため、保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士など有資格者の確保に努めます。	保健師・社会福祉士等の有資格職員を配置することで、専門知識や豊富な経験を活かし、障害者及び家族への支援が充実され、障害者等が安心して生活できるようにしていきます。	平成28年度から、支援係の職員16名を社会福祉士(11名)・精神保健福祉士(3名)・保健師(2名)の有資格職員とすることができました。また、平成29年度には、有資格職員2名を増員しました。	今後についても法改正や障害者手帳所持者の増加による障害福祉サービスの対象者増加に伴い、支援する職員(ケースワーカー)の増員が必要となり、有資格職員の確保は必要となります。	今後も適正な職員配置ができるよう関係課と協議し、障害福祉サービスの向上を図っていきます。	拡充

42	2	2-2	保健福祉専門職の確保	保健センター	障害者の保健福祉の充実を図るため、保健師・理学療法士・精神保健福祉士など有資格者の確保に努めます。	専門性の高い保健サービスの充実	専門職の職員配置について関係部局との協議を重ね、保健センター配属の保健師が、平成25年と比較して10人増員された。精神保健福祉士は平成28年から2人配置となった。理学療法士については1人配置で現状維持。	本市の人口に対する保健師数は埼玉県内でも少なく、常に1割以上の保健師が育児休業など長期休暇中の状況が続いている。今後も専門職の計画的な確保が必要である。	専門職の確保については、引き続き関係部局と協議する。	拡充
43	2	2-2	共用品・共用サービスの普及・啓発	障害福祉課	身体的な特性や障害の有無に関わらず、より多くの人々が利用しやすい製品、施設、サービス(共用品・共用サービス)の普及・啓発に努めます。	障害者特性を理解し、すべての人が使用しやすい製品の開発及び普及。	市として、特定の事業者等による製品開発の啓発までは難しい面があった。	国全体での取り組み。事業化等の施策が必要。	国の動向を注視していく。	事業完了
44	2	2-2	全身性障害者介助人派遣事業	障害福祉課	在宅の全身性障害者に対し、市に登録した介助人を派遣し身体介護(入浴、排せつ、食事の介助等)・家事援助(食事の調理、洗濯、掃除等)・見守り・外出時の移動の介助などを行います。	在宅の重度の全身性障害者に対して、介助人を派遣することにより、自立した地域生活を支えることを目的とする。	全身性障害者へ介助人を派遣することにより、身体介護(入浴、排せつ、食事の介助等)・家事援助(食事の調理、洗濯、掃除等)・見守り・外出時の移動の介助などを行ったことから、自立した地域生活の実現に貢献した。 全身性障害者の日常生活を支えるサービスとしては、障害者総合支援法で規定する重度訪問介護が望ましいが、実施事業者が少なくサービス供給量に限界があるため、同法の身体介護や移動支援などの介護給付サービスと併用しながら、本事業を実施している。	全身性障害者の日常生活を支えるサービスとしては、障害者総合支援法で規定する重度訪問介護が望ましいが、実施事業者が少なく、サービス供給量に限界があることが課題である。	全身性障害者が自立した地域生活を営むために必要な事業であり、障害者総合支援法における重度訪問介護サービスの供給量が十分に提供されるまでの間、本事業を継続して実施する。	維持
45	2	2-2	ふれあい収集	収集業務課	家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な単身世帯の市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う。 ※対象者:①65歳以上で、介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者 ②障害者手帳を所持している単身者 ③その他市長が認める者	高齢者及び障害のある方の生活支援。	長寿支援課、介護保険課、障害福祉課との連携と事業が浸透、市民に周知されたことにより利用者が増加した。	平成22年の事業開始以来利用者数及び収集量共に右肩上がり増加しており、今後も更なる増加が見込まれることから、収集に対応する人員や車両の確保が課題となる。	今後とも市民に対し事業・制度の周知を図っていく。	維持
46	2	2-2	訪問系サービス	障害福祉課	障害程度区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。また、サービスについての十分な情報提供に努めるとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、サービス基盤の整備を推進します。 (居宅介護)在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (重度訪問介護)重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 (同行援護)視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。 (行動援護)知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。 (重度障害者等包括支援)重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害者が日常生活を営むための支援サービス	県からの指定情報を受け、事業所内容についてホームページに掲載した。	中核市移行後の事業所情報の掲載方法	迅速な事業所情報の提供	維持
47	2	2-2	日中活動系サービス(介護・訓練)	障害福祉課	障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。 (生活介護)常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 (自立訓練(機能訓練))身体障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。 (自立訓練(生活訓練))知的障害者又は精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。 (宿泊型自立訓練)知的障害者又は精神障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。 (療養介護)医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 (短期入所(ショートステイ))自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害者が日常生活を営むための支援サービス	県からの指定情報を受け、事業所内容についてホームページに掲載した。	中核市移行後の事業所情報の掲載方法	迅速な事業所情報の提供	維持
48	2	2-2	補装具の交付・修理	障害福祉課	身体の失われた部位、障害のある部分を補うために用いられる補装具(義肢や装具、車いす等)の購入費又は修理費を支給し、負担の軽減を図ります。	障害者が日常生活を営むための援助		件数が増加する中での交付、修理の適正化	適合の確認に努めていく。	維持

49	2	2-2	入浴サービス事業の推進	障害福祉課	入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ります。	自宅において入浴することが困難な者に対し、巡回入浴車で入浴介護を行うことにより、保健衛生の向上を図るとともに、健康の増進に寄与することを目的とする。	自宅で入浴が難しい障害者に巡回入浴車を派遣し、入浴介護を行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ることができた。	平成27年度より長期継続契約としたが、競争により委託事業者が変更された場合、利用者状況の再把握が必要となるため、利用者の戸惑いに繋がらないような配慮が求められる。	肢体不自由で常時臥床にある障害者が自宅で入浴できないことは、日常生活の中で見過ごすことのできないことであり、障害者の保健衛生の向上を図るため、今後もこの事業を現状維持で継続していく。	維持
50	2	2-2	日常生活用具給付等事業	障害福祉課	日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット、体位変換器等)、排せつ管理支援用具(ストマ器具等)等を給付又は貸与します。事業を周知し、障害者の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。	障害者が日常生活を営むための援助		件数が増加する中での交付の適正化	適合の確認に努めていく。	維持
51	2	2-2	地域活動支援センター事業	障害福祉課	創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1か所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。	創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	各地域に1ヶ所ずつ地域活動支援センターを設置することができた。	障害のある方や家族に対し、地域活動支援センターの活動を周知していく事。また、地域活動支援センターの活動内容の充実を図る必要がある。	活動内容の充実を図り、利用者に合ったきめ細かい障害者支援を行っていく。	維持
52	2	2-2	日中一時支援事業	障害福祉課	障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。	障害者が日常生活を営むための援助	利用者の状況により対応できる事業所が限られてしまった。	支援内容の充実、職員のスキルアップ	支援事業所の適正化の確認	維持
53	2	2-3	市・県営住宅の入居の確保	住宅政策課	市営住宅への入居を希望する障害者世帯の抽選時の当選確率に配慮するとともに、県営住宅の情報提供にも努めます。	市営住宅入居にかかる抽選において、障害者等が一般応募者よりも入居しやすい方法を実施することにより、住宅に困窮する低所得者の障害者等に対する居住環境の向上を図る。	障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となることに伴い、障害福祉サービスの対象となる障害者の定義に難病患者が加わったため、平成26年度から難病患者のいる世帯を障害者世帯と同様に、市営住宅入居の当選確率が高くなる抽選方法に改善した。 また、「埼玉県県営住宅入居者募集のご案内」を「川口市営住宅入居者募集のしおり」と同様に本庁舎や各支所、川口駅前行政センター、各駅連絡室等で配布し、公営住宅への入居を希望する障害者世帯の応募に係る利便性の向上を図った。			維持
54	2	2-3	市営住宅の整備	住宅政策課	平成28年度に見直しをした川口市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の建替を推進し、全戸をバリアフリー対応するとともに、車椅子専用住戸も確保します。	市営住宅の計画的な建替えの中で戸数を増やし、建替えの際には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」による基準等級3相当を満たすバリアフリー化された住戸とし、車椅子専用住戸も確保することで、住宅に困窮する低所得者の居住環境の向上を図る。	建替事業を行った市営青木住宅(98戸)を平成26年度から供用を開始し、単身者用と世帯用の車椅子専用住戸を各1戸整備した。	川口市営住宅長寿命化計画に基づき、建替えを実施しているが、財政面から計画が長期間になるため、短期間で戸数増及びバリアフリー化が困難である。	平成27年度から平成32年度に市営前川住宅建替事業を実施し、平成31年度に第1期改築工事分106戸、平成33年度に第2期改築工事分84戸の供用開始を予定しており、車椅子専用住戸についても、引き続き建替時に整備をしていく。	維持
55	2	2-3	無料建築相談の実施	住宅政策課	建築士の協力により、住宅のリフォームや耐震など、安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための無料建築相談を定期的に開催しています。	専門家に気軽に相談できる体制を整備し、住宅のバリアフリー化や耐震改修等の適切な改修を促すことにより、安心して生活が送れる住みやすい住宅の整備が促進されます。	無料建築相談の周知のため、市ホームページに定期的に情報を掲載するほか、広報かわぐちにおいても毎月開催案内を掲載しています。	住宅の改修を定期的に行い適正に維持管理することの必要性について、今後も周知啓発を図っていくことが重要であると考えます。		維持
56	2	2-3	重度障害者居宅改善整備費の助成	障害福祉課	重度の身体障害者が在宅で生活し続けられるよう、段差の解消など住宅の改造工事にかかる費用の一部を助成します(介護保険法又は障害者総合支援法の対象外のもの)。	障害者が日常生活を営むための援助	介護保険法、総合支援法の住宅改修と混乱している利用者、職員が多く見られた。	助成制度の啓発。	制度は継続するが、介護保険法と総合支援法との違いを明確化する必要がある。	維持
57	2	2-3	グループホーム等の整備支援	障害福祉課	障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。	障害者が生活を営むための場の整備	事業者が県への申請前に市内の整備状況やニーズに対する助言等を行った。	中核市移行後の助成制度の啓発。	中核市移行後の助成制度の啓発。	維持
58	2	2-3	通過型施設設置の研究	障害福祉課	現在の滞留型施設のほかに通過型施設についても研究し、併せて入所施設の確保に向けた取組みを進めます。	障害者が生活を営むための場の整備	通過型施設の明確な解釈や内容等について示されおらず、相談等も皆無であった。	通過型施設の認知や状況等の確認、中核市移行後の助成制度の啓発。	通過型施設の研究、認知	維持
59	2	2-3	地域生活への移行支援	障害福祉課	(地域移行支援)施設入所者や退院可能精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。 (地域定着支援)単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。	障害者が生活を営むための場の整備	支援制度の認知が十分に至っておらず、支援者側、相談者側ともに活用できていない。また、社会資源や市民意識も乏しい。	制度啓発の助長、社会資源の確保	事業所や市民向け啓発講座の開催	維持
60	2	2-3	居住系サービス	障害福祉課	自宅での生活が困難な障害者の個々の状況に応じ、入所施設の確保とともに、今後の需要が見込まれるグループホーム等の整備を進めます。 (施設入所支援)在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (共同生活介護(ケアホーム))単身での生活が困難な障害者に対し、主として夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行います。 (共同生活援助(グループホーム))介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日にも共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。 ※平成26年4月よりケアホームはグループホームに一元化されます。	障害者が生活を営むための場の整備	事業者が県への申請前に市内の整備状況やニーズに対する助言等を行った。	中核市移行後の助成制度の啓発。	中核市移行後の助成制度の啓発。	維持
61	2	2-3	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障害福祉課	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。	障害者が生活を営むための場の整備	対応できる事業所が少なく、事業所や担当職員の負担が大きくなった。	支援事業所の確保	事業の啓発、周知	維持

62	2	2-4	特別障害者手当の給付	障害福祉課	障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給します。	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としている。	物価スライド制により、手当額が変動する。過去5ヶ年の月額手当額の推移は以下のとおりである。 平成25年4月 26,260円 平成25年10月 26,080円 平成26年4月 26,000円 平成27年4月 26,620円 平成28年4月 26,830円 平成29年4月 26,810円	国制度であり、手当額の変動等国の動向に注視する。	国の制度であり、国の指導指示に基づき事務を取り行う。	維持
63	2	2-4	障害児福祉手当の給付	障害福祉課	障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳未満の在宅重度心身障害児に手当を支給します。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としている。	物価スライド制により、手当額が変動する。過去5ヶ年の月額手当額の推移は以下のとおりである。 平成25年4月 14,280円 平成25年10月 14,180円 平成26年4月 14,140円 平成27年4月 14,480円 平成28年4月 14,600円 平成29年4月 14,580円	国制度であり、手当額の変動等国の動向に注視する。	国の制度であり、国の指導指示に基づき事務を取り行う。	維持
64	2	2-4	福祉手当(市の制度)の給付	障害福祉課	障害により生ずる特別な負担を軽減するため、特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に手当を支給します。	在宅の障害者に福祉手当を支給することにより、障害者の福祉増進を図ることを目的としている。	平成22年1月より、超重症心身障害児を支給対象とした。	県の補助金要綱では、平成22年1月以降の65歳以上の新規手帳取得者は、補助対象外としているため、対象者数の増加に伴い、市単独の補助金の増加が見込まれる。	当面は、現行の手法で事業継続する。	維持
65	2	2-4	福祉資金(生活資金)の貸付	福祉総務課	就学資金、助産費、葬祭費などの臨時的な出費により生活の維持が困難となる世帯に対し、生活の安定を図るための資金の貸付を行います。	一時的な出費によって、生活が逼迫した世帯に対し、資金の貸付を行うことで生活の安定を図るもの	住宅、就学、医療費、結婚資金、助産費、葬祭費などの一時的な出費について、条例や要綱に定める要件の範囲内で、資金を貸付けている。また、滞納案件については、平成29年度から債権回収室への移管をおこなうことで、返済実績があがっている。	月ごとの返済金額が小額であることから、償還期間が長期にわたり、未返済者が増加する恐れがある。滞納案件については、債権回収室への移管を積極的にこなっていく。	継続して実施していく。 (雇用情勢の変動などの要因により、生活の維持が一時的に困難になる方々のためにも継続実施が必要となる)	維持
66	2	2-4	生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	障害者のいる世帯の経済的自立と生活の向上を図るため、「障害者用自動車購入費」等の福祉資金の貸付を行います。	資金の貸付のため目標やノルマ等は特ではありませんが、申請するかたが本資金を借りることにより地域で安心して暮らせるようになること。	障害により社会参加が制限されていた方に対して「障害者自動車購入費」等の貸付を行うことで、安定した日常生活や社会生活を送るための支援ができた。	制度内容を知らないかたも多いため、今後も本制度の利用を促進するため周知を図る。	引続き借入希望世帯の相談に応じていく。	維持
67	3	3-1	精神保健福祉に関する講座等の開催	障害福祉課、保健センター	統合失調症・うつ病当事者の家族を対象として、疾病の知識や関わり方、保健・福祉制度の情報等を提供する家族教室、うつ病やひきこもり等心の病気に関しては、一般市民も参加できるこころの健康講座等を開催します。	精神障害者および疾病に対する理解の促進	定期的に講座や教室を開催することができた。	参加者の増加につなげる周知方法の検討	継続はするが、参加者の増大につなげるための対応を検討する必要がある。	維持
67	3	3-1	精神保健福祉に関する講座等の開催	障害福祉課、保健センター、保健所準備室	精神保健福祉に関心のある方を対象に、うつ病、統合失調症、ひきこもり等のこころの疾病に関して、誰でも学べるわかりやすい「こころの健康講座」を実施します。 また、統合失調症やうつ病の患者さんを持つ家族を対象に、疾病について正しく理解し、ご家族自身が元気になるための「家族教室」を実施します。	本人及び家族等に対して、精神疾患に関する正しい知識、適切な対応について理解を促し、必要な情報提供を行うことにより、疾病予防や早期治療を実現し、安定した地域生活を送るための基盤づくりを進めます。	精神保健福祉の普及啓発のために広く一般市民を対象に、統合失調症、うつ病、その他トピックス的な疾病をテーマとした「こころの健康講座」を年3回実施しました。また、精神障害者(統合失調症、うつ病)の家族を対象に、疾病の知識や関わり方、福祉制度の情報を提供する「家族教室」を実施しました。工夫した点は、市民がより参加しやすいよう、講座等は土・日曜日に実施し、市内各地区を順番に回ったり、市内の精神保健福祉関連事業所の協力で、事業所紹介のパネル展示コーナーを設置し地域支援の周知を図っています。	講座参加者の中で、医療受診の必要な方に対しては、医師等との連携が必要となるため、日頃からネットワーク構築のために関係機関等と連絡調整や情報共有が課題である。	「こころの健康講座」、「家族教室」については継続して実施する。なお、講座については、市民のニーズを確認しながらトピックス性が高く、興味関心を引きつける内容や実施回数を検討したい。	拡充
68	3	3-1	がん検診事業の推進	保健センター	がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に向けて、国のがん検診推進事業を実施するとともに、これまでの取組みに加えて、QRコードや地域の公共施設、医療機関を活用しながら、さまざまな世代への受診勧奨に努めます。	がんは早期発見・早期治療が有効であるため、各種がん検診を実施し、受診を通してがんによる障害への予防を図ります。	肺がん検診の個別化や、平成28年度からの受診券個別通知の実施等により、受診率の向上がみられました。受診者に伝わる、わかりやすい勧奨資材や受診環境の工夫が今後も必要となります。	全体的に受診率は向上していますが、国のがん検診受診率の目標値50%からみると低い状況です。がんによる障害や死亡率を減らすため、がん検診の受診率を向上させることが重要です。また、精密検査受診率の向上も合わせて課題となっています。	がん検診受診率向上のため、国のがん検診総合支援事業を継続実施するとともに、対象者に合わせた効果的なメッセージの工夫など、さまざまな世代への周知に取り組んでいきます。また、精密検査対象の方への個人通知により精密検査未受診者の把握に努めます。	拡充
69	3	3-1	ポピュレーションアプローチの推進	保健センター	健康生活の維持・向上のために、生活習慣病予防、骨粗しょう症予防、食育などの内容を、より身近なところで受講できるよう会場を見直すとともに、介護予防等についても関係機関と連携しながら、各種講座を開催します。	健康ならびに生活習慣病に関する正しい情報・知識を市民に広くお知らせし、自らの健康管理意識を向上させ、生活習慣の見直しによる健康の保持・増進から疾病予防、早期発見、悪化防止、もって疾病の重症化による後遺症を防ぐこと(介護予防)および健康長寿を目指します。また若い世代への健康に対する意識の向上により将来的な健康寿命の延伸につなげます。	健康長寿サポーター養成などの出前講座を地域へ出向き実施しました。また、幅広い年齢の市民が参加しやすいよう土・日曜日の開催や、交通の便の良さ、駐車場が広い会場選び、また託児の実施など利便性にも考慮して教室を実施しました。	定着している高齢世代に比べ、若い世代の参加者が少ない現状です。既存事業でのアンケート評価を行い、住民のニーズおよび実態把握に努め、幅広い年齢層の参加を目指し効果的なアプローチの方法について考える必要があります。	引き続き健康寿命延伸に向け、関係機関との連携をとりながら事業を進めていきます。また、子育て世代に接する地域の関係機関とも連携をとりながら事業を展開して行きます。	維持
70	3	3-1	障害者歯科の健診	障害福祉課	川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。	障害者の口腔衛生の改善を図り、健康状態の維持向上に貢献することを目的とする。	市内施設に通所しており、健診希望者にはすべて実施することができた。	参加者増加に伴う予算の確保 通所者以外の方についても検討する必要がある。	家族や本人、支援者らに口腔衛生の大切さを啓発していく。	維持
71	3	3-1	失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援	保健センター	脳卒中や事故の後遺症、脳腫瘍などのため、言葉に障害のある人とその家族のため、「ことばのリハビリ教室」を実施します。また、言葉に障害のある当事者の地域自主グループからの要請に基づき、健康相談等へ保健師の派遣を行います。	「ことばのリハビリ教室」は、言語機能に障害があるかたに必要な訓練を行うことで、コミュニケーションレベルを高め、より広く活動できる場への社会参加を促します。また、家族が適切なコミュニケーション方法を学ぶことにより、失語症者とともに無理なく日常生活を送ることができるようになります。地域自主グループ(キューボラの会)は、市民ボランティアの支援により、失語症者が仲間作りや交流を図ります。	言語聴覚士の助言を受け参加者の個別評価を実施し、より効果的な訓練方法や関わりについて、本人・家族・支援者にアドバイスしています。また、参加家族や支援者を対象とした「失語症家族の集い」を実施し、失語症者への理解を深め、コミュニケーションを円滑に図れるよう支援しました。	脳梗塞等による失語症者は、医療や介護保険によるリハビリテーションを受ける機会がありますが、家族などの援助者が、失語症を理解する場は少ないことが現状です。コミュニケーションが上手く取れないことで双方がストレスを抱えたり、相談の場がないことで孤立感を抱えたりするなどの問題があります。そのようなことから家族も参加対象にしていますが、ご本人のみの参加で、家族の参加が少ないのが課題です。	現在の内容を見直すとともに、介護等関係機関と連携しながら、特に家族など援助者へ向けた支援に重点を置き、事業の充実を図っていきます。	維持
72	3	3-1	精神保健福祉連絡協議会の充実	障害福祉課	精神障害者保健福祉の具体的な施策の研究・検討等を行う「川口市精神保健福祉連絡協議会」の活動が活発に行えるよう、教育、高齢者福祉及び子育て支援等との連携の強化に努めます。	精神障害者が地域で生活するうえで必要となる相談支援体制の充実や、施策等の整備促進を図り、精神保健福祉に関する普及啓発に伴い、関係機関との連携にて精神障害者の社会参加の促進を進める。	関係機関の情報交換及び連絡調整を行うことで、精神保健福祉ネットワーク体制を整備することができた。今後は研修等の回数を増やすなど、援助技術の質の向上を図りたい。	思春期や高齢者等の精神保健福祉のニーズが増加しており、障害福祉分野以外の教育、高齢者福祉(介護、長寿)及び、子育て分野との連携を強化していく必要がある。	福祉分野以外との連携・強化。	維持

73	3	3-2	高齢者保健医療の推進	高齢者保険事業室	後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の人と、65歳から74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人であり、後期高齢者医療制度の医療給付を受けることができます。今後も障害のある方へ、健康保険加入の選択肢の一つとして、周知に努めます。	65歳から74歳で障害の認定を受け、なおかつ後期高齢者医療保険に加入希望があるにも関わらず、制度を知らないがために加入できない人を一人で減らします。お客様の病院受診時の自己負担金額を抑えることができます。		選択肢の一つとして提示する際、相談者様にご理解いただきやすい説明をします。	制度の周知に努めます。	維持
74	3	3-2	周産期医療体制の充実	医療センター庶務課	川口市を中心とした埼玉県南部地域の基幹病院、地域周産期母子医療センターとして、周産期医療、小児医療の充実を図る。小児科、新生児集中治療科、小児外科、脳神経外科、眼科、リハビリテーション科などの連携、また関係医療機関との連携を取りながら、ハイリスク新生児・小児の発育発達フォローアップ、障害の早期発見、リハビリテーションを推進していきます。	地域周産期母子医療センターとして、早産、多胎、合併症妊娠などハイリスク妊娠および分娩に対し産科や関係医療機関と連携を図りながら対応に努めます。院内各科や関係医療機関と連携し、障害なき生存(Intact survival)を目標に、早産低出生体重児、病的新生児の救命率向上と、障害発生予防および早期発見、リハビリテーションを行います。	母体搬送・新生児搬送の実績：平成24年度115件、平成25年度172件、平成26年度168件、平成27年度139件、平成28年度141件 NICUフォローアップ外来受診患者数：平成24年度4,595件、平成25年度4,716件、平成26年度5,200件、平成27年度5,408件、平成28年度4,796件 以上実績	NICUは比較的增加してきたものの、GCUや後方ベッドが足りず、NICUを長期入院児が占めてしまっている。そのためNICUが恒常的に満床となり、新たな入院依頼が受けられない状態になっている。その対策について検討が必要である。	県南地域の地域周産期母子医療センターとして総合周産期センターからの地域へのBacktransfer(病状の落ち着いた児を依頼元あるいは児の居住地の基幹病院へ転院させること)を受け、また当院からもBacktransferを行いながら効率的な病棟運営を行うことで、より多くの患者の受け入れを行う。	維持
75	3	3-2	重症心身障害者への支援	障害福祉課	医療的ケアの必要な重症心身障害者が地域での生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問看護や日中活動の場、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実、医療機関との連携を図ります。	重症心身障害者の地域生活支援	施設や事業所立ち上げの相談時に、医療的ケアを要する重症心身障害者の利用を促すも、看護師確保や設備投資等への理由から、対応に至る事業所は少ない。	看護師確保や設備面から、事業所準備として費用を要する場合は多く、何らかの支援や補助を検討する必要がある。	現状の医療的ケアを要する重症心身障害者の状況を周知すると共に、行政として何ができるのか検討していく。	維持
76	3	3-2	難病疾患療養費補助金の給付	障害福祉課	難病患者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県特定疾患等医療給付事業と埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業の対象者に対し、療養費の一部を補助します。	難病疾患を有する方に対して、当該疾患の療養にかかる費用の一部を補助することにより、患者家族の負担の軽減と福祉の増進を図ります。	「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月1日から施行されることに伴い、本市における難病患者への支援のあり方を見直し、平成26年度末に、難病疾患療養費補助金を廃止とした。	事業完了	事業完了	事業完了
77	3	3-2	小児慢性特定疾患手術費見舞金	障害福祉課	小児慢性特定疾患のある子どもの早期治療と健全な育成を図るため、手術を受けた際の見舞金を支給します。	小児慢性特定疾患のある患者が、手術を受けた場合、その疾患の早期治療と健全な育成を図るため、見舞金を交付しています。	「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月1日から施行されることに伴い、本市における難病患者への支援のあり方を見直し、平成26年度末に、小児慢性特定疾患手術費見舞金を廃止とした。	事業完了	事業完了	事業完了
78	3	3-2	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課	重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。なお、現物給付の実施に伴う医療費の増大を抑制するため、適正受診の啓発に努めます。	重度心身障害者やその家族の経済的、精神的負担を軽減し、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るようとする。	重度心身障害者が疾病等によって医療機関を利用する際、安心して治療を受けることができる体制を整えた。 (平成28年度 支給対象者10,233人、申請件数235,116件、助成額1,209,864,056円)	柔道整復や鍼灸マッサージ等、現物給付を実施していない医療機関の現物給付化や現物給付の上限額(21,000円)の廃止等を検討し、重度心身障害者の経済的、精神的負担を更に軽減するように図っていく。一方、現物給付の実施に伴い、医療費が増大傾向にあるため、適正受診の普及啓発にも取り組んでいく。	医療保険制度等、外部環境の変化に柔軟に対応し、重度心身障害者が自立して安定した生活を送れるように、現状維持していく。	維持
79	3	3-2	自立支援医療の推進	障害福祉課	心身の障害を除去・軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)費を支給し、負担軽減を図ります。	精神通院医療は精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者、更生医療は身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)、育成医療は身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)であり、これらの者に対し、医療費の軽減を図る。	当該制度により、医療費の自己負担額を軽減され、心身の障害を除去・軽減された。 平成25年度から、育成医療にかかる事務が県から移譲された。	平成25年度から育成医療にかかる事務が県から移譲され、以後制度に大きな変更はないが、引き続き国の動向に注視する。	当面は、現行の手法で継続する。	維持
80	4	4-1	働く場の確保	経営支援課	一般企業への就職を希望する障害者が就労につなげられるように、川口など県南地域の3つの公共職業安定所が主催する障害者就職面接会への参加並びに手話通訳者の派遣、受付や面接ブースへの誘導、開催PRなどの運営に協力します。平成28年度まで実施。	上記の理由につきなし。	県南地域のハローワーク(公共職業安定所)が主催する障害者就職面接会に、職員が参加及び手話通訳者を派遣し運営協力を実施した。平成28年度まで実施。	なし。	なし。	事業完了
81	4	4-1	障害者雇用に関する啓発事業の推進	経営支援課	埼玉労働局及び川口公共職業安定所と連携しながら、事業主に対する障害者の法定雇用率の引き上げをはじめとする関係法令の周知など、市の広報紙やホームページ等を通じて障害者雇用の理解を深める啓発活動に取組み、障害者の一般企業への就労を促進します。	市の広報媒体を通じて障害者雇用の理解を求める啓発など、障害者の一般企業への雇用を促進する。	市の広報媒体により障害者雇用に関する啓発を実施することができた。	特になし。	引き続き、障害者雇用に関する啓発を実施する。	維持
82	4	4-1	職業訓練・講習の推進	経営支援課	求職相談の過程において、障害者が訓練等を希望する場合又は専門のカウンセラーにより職業訓練や職業講習の指導を必要とする場合、必要に応じて国立職業リハビリテーションセンターや障害者職業能力開発校で実施している職業訓練、職業講習や高齢・障害・求職者雇用支援機構を紹介し、職業訓練・講習につなげます。平成26年度末で求職相談窓口廃止。障害者の雇用相談等については、従来どおり川口公共職業安定所専門援助担当が行っている。	上記の理由につきなし。	求職相談において、必要に応じて関係機関及び関係機関が実施する職業訓練等を紹介した。平成26年度まで実施。	なし。	なし。	事業完了
83	4	4-1	職業相談の推進	経営支援課	求職相談の過程において、専門のカウンセラーにより状況を見極めたうえで、川口公共職業安定所や埼玉障害者職業センターを紹介するなど、これらの関係機関の事業を支援します。平成26年度末で求職相談窓口廃止。障害者の雇用相談等については、従来どおり川口公共職業安定所専門援助担当が行っている。	上記の理由につきなし。	求職相談において、必要に応じ関係機関を紹介した。	なし。	なし。	事業完了
84	4	4-1	障害者雇用機会創出事業	障害福祉課	川口公共職業安定所で実施しているトライアル雇用の周知に努めるとともに、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所における関わりや、就職した障害者に対するアフターフォローの実施を促進します。	一般就労の機会の促進、確保。	ハローワークや就労支援センター、就労移行支援事業所と連携を密にとることができた。	就労後の定着支援	ハローワーク、就労支援センター及び就労移行支援事業所の役割の明確化	維持
85	4	4-1	障害者就労支援センターの充実	障害福祉課	川口市障害者就労支援センターの周知に努め、障害者の一般企業への就労を促進します。また、職員の資質の向上とセンター機能の充実を図ります。	一般就労の機会の促進、確保。	希望者に対し、周知・案内をすることができたが、関係機関を経由することが多い。	相談件数が増加しており、その対応を図る必要がある。	関係機関との役割を明確化していく。	維持

86	4	4-1	市職員への雇用促進	職員課	障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用率を遵守しながら、市職員として障害者の採用を進めます。	職員採用試験を実施することで、障害者の雇用の促進と「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定される障害者雇用率の達成を目標とする。	資格要件である年齢を、引き続き28歳から35歳へ引き上げ、受験可能な年齢の枠を広げた。埼玉県立川口特別支援学校の生徒に実習の場を提供し、業務の一部を体験してもらった。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定される、障害者雇用率を達成した。	平成30年4月1日から障害者の法定雇用率引き上げの決定に伴い、障害者雇用者数を増加させる必要があるが、雇用者の確保が困難な状況になる可能性がある。知的障害者及び精神障害者を対象とした採用試験については、他の自治体の取組みなどを参考に、仕事内容等を今後研究していく必要がある。	現計画を維持する。	維持
87	4	4-1	福祉的就労の場の充実	障害福祉課	一般企業での就労が困難な障害者に対し、障害の状態や適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう福祉的就労の場の充実を図ります。	誰もが就労の機会を与えられる社会づくり。	事業所の開所時間を延長するなど、一部の事業所では取り組みの工夫が見られたが、柔軟な対応を図っている事業所は少ない。	職員賃金や会議、行事等の事業所運営との側面もあり、調整が必要となる。	柔軟な対応を図っている事業所運営について周知し、施設団体連合会等から情報収集していく。	維持
89	4	4-1	日中活動系サービス(就労支援)	障害福祉課	障害者の就労訓練の場として就労移行支援や就労継続支援など事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。 (就労移行支援)一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 (就労移行支援(養成施設))視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。 (就労継続支援)一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。 《A型》事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。 《B型》雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されず。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。	障害者の福祉的就労、一般就労へ向けた就労訓練の場づくり。	事業所は年々増加しており、利用者の選択が可能な状況にある。	事業所が多くなったことで選択の余地が広がったものの、取り組みや対応が劣悪な事業も増加している。事業所運営の適正化を実施する必要がある。	中核市移行後は事業所指定、指導監督が市の権限となることから、担当部署と連携にて事業所の適正運営を指導していく。	維持
90	4	4-2	障害者の自立活動の支援	障害福祉課	障害者自らの社会参加を図るため、文化・スポーツ活動への主体的な参加を促進するほか、自主活動や交流を通じて障害者の主体性が助長されるよう支援します。	障害者が生きがいを見つけ、人間らしく生きていける社会づくり。	スポーツ大会等、交流事業を実施できた。	文化的活動の発表の場づくりについて検討する余地がある。	自主的な取り組みを始めている事業所も増えてきている為、それらの支援も検討していきたい。	維持
91	4	4-2	市内公共施設使用料金の減免	文化推進室	障害者及びその介護者が市内の公共施設を利用する場合に、使用料等を減免し、障害者の自主的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進します。	障害者及びその介護者に対して観覧料を減免することと、より身近に美術作品鑑賞の機会を提供し豊かな文化生活の形成に寄与します。	展覧会開催の際はチラシ・ポスター等に減免があることを明記し、一般観覧料の半額で観覧することができた。	特になし	有料企画展覧会を開催する際は引き続き観覧料の減免を実施する。	維持
92	4	4-2	スポーツ大会等への参加促進	障害福祉課	障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。	障害者が生きがいを見つけ、人間らしく生きていける社会づくり。	バス借り上げや職員動員等、各種大会への支援は行うことができた。	スポーツ課との業務の住み分け	毎年参加している利用者も多いため、支援は継続していく。	維持
92	4	4-2	スポーツ大会等への参加促進	障害福祉課	障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。	障害者が生きがいを見つけ、人間らしく生きていける社会づくり。	バス借り上げや職員動員等、各種大会への支援は行うことができた。	スポーツ課との業務の住み分け	毎年参加している利用者も多いため、支援は継続していく。	維持
93	4	4-2	障害者スポーツの振興	生涯学習課、スポーツ課	障害者が親しむことのできるスポーツ種目の普及に努めながら、関係機関との連携のもとで、各種スポーツ大会等への参加を支援します。	障害者のスポーツ振興	スポーツセンター等では、誰もが気軽に利用できる施設として、スポーツを行えるよう支援しています。また、耐震補強工事等大規模改修の機会を捉え、構造上可能な範囲で計画的にバリアフリー化を図り、利用者の利便性向上に努めてまいります。 実績 ・H28 神根運動場トイレ・公園の外トイレ洋式化 ・H29 神根運動場野球場トイレ・多目的トイレ ・H29～H30 新郷スポーツセンターエレベーター・多目的トイレ・障害者用更衣室 ・H29～H30 青木町公園総合運動場陸上競技場管理棟 耐震補強等工事	施設の老朽化等問題がある中、障害者スポーツ振興のために必要な環境整備が十分ではない状況です。また、誰もが安心して施設利用ができるよう環境整備を図ることが必要です。	現状を維持し、多くの市民がスポーツ活動の一環として施設を利用できるよう支援します。また、障害者スポーツ振興のため、計画的に施設環境整備を図ります。	維持
95	4	4-2	点字・録音図書の出し出し	中央図書館	視覚障害等により活字を読むことが困難な人に、点字図書・録音図書の貸出を行います。また、希望する図書等の点訳や音訳を行います。	点字・録音図書を積極的に製作・貸出することにより、視覚障害者等の要望する資料や情報をすみやかに提供できるようにする。	貸出点数を5点から10点に増やし、利用者サービスの拡充を図った。また、利用者が求める資料の製作を積極的に行なった。	図書館利用のPRと、点訳・音訳ボランティアの育成及び質の向上を図る。	様々な利用者ニーズに対応できるよう、事業内容の充実を図る。	維持
96	4	4-2	障害者の文化活動への支援	生涯学習課、文化推進室	公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。	生涯学習社会の中で、学習活動の場を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学び相互学習を通じて、自己の人格を磨くとともに地域住民の交流を深め、地域社会の文化の向上を図ります。	公民館等の社会教育施設では、誰もが気軽に利用できる学習施設として文化活動の支援を行っています。	障害者へ配慮された施設の設備や機能の環境整備が課題です。	設備の改善等を通じて、多くの利用者が生涯学習活動を行えるよう支援します。	維持
96	4	4-2	障害者の文化活動への支援	文化推進室	公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。	川口市特別支援学級児童生徒合同作品展において、市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒が制作した絵画や手芸などの作品をアートギャラリーにて展示・発表する。それにより、創作意欲の向上が期待できることや多くの市民が作品を鑑賞することで美術に親しみをもち、もって豊かな文化生活の形成に寄与します。	出品各校の教員が協力して展示作業等を行い、鑑賞者が楽しめる作品発表の場となった。平成27年度まで他の会場で実施されていたが、平成28年度よりアートギャラリーにおいて実施している。	会期スケジュールの調整、展示方法の工夫。	会期スケジュールの調整により継続する。	維持
97	4	4-2	学習機会の充実	生涯学習課	障害者の学習機会を充実するため、障害者を対象とした講座の開設などに努めます。(以下の文章削除)や介護者・手話通訳者等の配置など環境の整備を推進します。	自発的、自主的にいつでも誰もがという生涯学習の基本理念を基に、障害者を支援する講座等の開設により、障害者の社会参加の促進や、地域社会での支援体制づくりが構築されます。	障害者の参加が見込まれる事業では、手話通訳者の配置や、障害者へ配慮した運営を実施しています。	障害者へ配慮された施設の設備や機能の環境整備が課題です。	生涯学習社会の中で学習機会の充実を図り、多くの利用者が多様な事業に参加できるよう支援します。	維持

98	4	4-2	学習・文化活動の場の環境整備	生涯学習課	出入口のスロープの設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実など、学習活動の拠点となる公民館等の施設のバリアフリーを推進します。	学習活動の拠点となる公民館等の施設を、障害者が利用しやすいように改善、整備することにより、障害者の生涯学習の充実に努めます。	平成20年度以降、多目的トイレの設置、便座の改修、スロープ、エレベーターの改修などを実施。並木公民館・栄町公民館(現 幸栄公民館)改築時には、バリアフリー化を考慮しました。	施設の老朽化や設置スペースの問題から、施設整備が進めにくい状況です。	学習活動の拠点となる公民館等の施設整備を、可能な限り進めていきます。	維持
99	4	4-2	精神障害者の社会復帰の支援	障害福祉課、保健センター	精神障害者の社会参加を促進するため、社会復帰相談指導事業「ソーシャルクラブ」を実施するとともに、自主グループ活動、精神障害者や支援者が集う地域交流会、地域の当事者の会等を支援します。また、年々相談が増えているうつ病患者に対し、うつ病家族教室を開催するとともに、川口保健所が開催するうつ病当事者教室のPRに努めます。	社会参加のきっかけづくり	地域交流会をはじめとして、当事者や家族を対象とした講習会、ふれあいの場を提供することができた。	当事者や家族を掘り起こし参加者増加につなげるとともに、広報活動を積極的に実施する。	家族や当事者らを対象とした取り組みを定着しつつあることから、新たな枠組みや取り組みを検討していきたい。	維持
99	4	4-2	精神障害者の社会復帰の支援	障害福祉課、保健センター、保健所準備室	精神障害者の社会復帰を促進するため、社会復帰相談指導事業「ソーシャルクラブ」を実施するとともに、自主グループ活動、精神障害者や支援者が集う地域交流会、地域の当事者の会等を支援します。なお、「ソーシャルクラブ」は、利用期限を最長3年間と定め、その間に卒業後について検討し、障害福祉サービス事業所の紹介など、本人の状況に応じた支援を行います。	回復途上にある精神障害者が家庭生活及び社会生活に適応でき、社会復帰・社会参加につながります。	精神科に通院している(主に統合失調症の方)を対象に、社会生活技能訓練(SST)音楽レクリエーション、料理、スポーツ等を取り入れ、月4回実施しました。工夫した点は、ボランティア等の講師に協力していただき、多くの人とコミュニケーションする機会を作ったり、メンバーの声により見学制度の導入や卒業したメンバーと交流するOB会等を企画し、ニーズに対応したプログラム等を導入しました。	近年の精神保健福祉施策において、精神障害者に対する支援は入院治療中心から地域生活中心へ移行されており、関係機関等との連携を深め、対象者の就労支援や社会参加を進めることが課題です。	今後も、関係機関等との連携及びネットワークづくりを進めていきます。また、「ソーシャルクラブ」についても平成30年に設置される市保健所で継続実施していきます。	維持
100	4	4-3	公共交通機関の利便性向上	都市交通対策室	障害者や高齢者を含め、誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境を整備するため、ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。	歩車道ブロックの切り下げによるコミュニティバス乗降場所の改善、ノンステップバス(低床化バス)を導入するバス事業者への事業費の一部補助を行うことで、安全・安心・快適なバス利用を目指す。また、鉄道事業者への要望や連携を通じて、ホームドアの設置等による駅施設の安全性及び利便性の向上を図る。	ノンステップバスの導入については、事業者の導入計画に基づき、国や県と連携し、導入費用の一部を補助することで、計画的に導入されている。駅施設においては、平成25年度にJR川口駅に内方線付点状ブロックが設置されたことで、市内すべての駅における内方線付点状ブロックの整備が完了した。また、JR川口駅、西川口駅のホームドア整備について、平成31年度中の使用開始を目指し、平成29年度から工事を着工している。	ノンステップバスの導入を促進するため、バス事業者へ更なる働きかけが必要である。また、駅施設においてはホームドア工事期間中のホームの安全対策が課題である。	ノンステップバスの導入の促進を引き続き実施する。	維持
101	4	4-3	補助犬の普及促進	障害福祉課	障害者の自立と社会参加を促進するため、県で実施している補助犬(耳の不自由な人のための聴導犬、体の不自由な人のための介助犬、目の不自由な人のための盲導犬)のPRに努めます。	社会参加のきっかけづくり	イベント等にて周知を図ることはあったが、積極的な広報につなげることはできなかった。	使用者及び関係団体との広報や周知内容の検討	使用者らとの協力を図り、実際の使用場面の様子を見てもらうような取り組みを設定したい。	維持
102	4	4-3	公共料金の割引等の周知	障害福祉課	障害者の外出を支援するため、国もしくは県の施策に基づいて民間事業者が実施している割引制度(公共交通機関の割引制度)の周知に努めます。	障害者及びその介護者の経済的負担を軽減し、積極的な社会参加の促進を図れる。	公共施設の減免を行うことにより、障害者のかたが施設の利用をしやすくなるため、障害者の社会参加と自立を促すことができた。	障害者やその介護者に対し、市ホームページ等により広く周知していく。	現状を維持し、障害者の積極的な社会参加の促進を図っていく。	維持
103	4	4-3	福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成	障害福祉課	重度心身障害者の外出機会の拡大を図るため、重度心身障害者に福祉タクシー利用料金又はガソリン等の自動車燃料費の一部を助成します。	重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ること。	特になし。重度心身障害者へタクシー券及びガソリン券を交付することにより買い物や余暇活動等の外出機会が増えることが見込まれ、生活圏の拡大や社会参加の促進が図られた。	特になし。	障害者の社会参加の促進及び生活圏の拡大に必要であることから、現状維持で継続して実施する。	維持
104	4	4-3	移動支援事業	障害福祉課	単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。※介護給付費や介護保険法のサービスが優先されます。	障害者総合支援法で定める地域生活支援事業(市町村が行うサービス)の1事業であり、単身での移動が困難な在宅の障害者の移動手段を確保し、日常生活や社会参加等の促進を図る。	平塚での移動が困難な在宅の障害者に対し、医療機関への通院や公的機関への諸手続き等の生活上必要不可欠な外出、余暇活動や文化教養活動のための外出等、地域生活を営むうえでの支援をすることができた。	特になし。	障害者自立支援法の規定に基づき、平成18年10月から実施した事業であり、重度の身体及び知的障害児・者が日常生活の中で、外出するために不可欠な事業であることから、当面は、現状維持で継続実施する。	維持
105	4	4-3	社会参加促進事業	障害福祉課	障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。	社会参加のきっかけづくり	ホームページやガイドブックでの周知により、希望者には支援することができた。	社会参加や地域交流に対する障害者ニーズの把握	障害者、家族らからの声を傾聴し、可能な範囲で新たな取り組みにつなげる。	維持
106	5	5-1	乳幼児健康診査事業の推進	保健センター	個人通知による受診勧奨を推進するとともに、委託医療機関との連携のもとで、健康診査の精度管理に努めます。また、健康診査後のフォローと3・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査における未受診児の把握に重点を置き、引き続き育児支援に視点をおいた乳幼児健康診査を推進します。	子どもの成長発達を明らかにし、健康管理・保健指導を総合的かつ包括的に実施する。疾病や異常を早期に発見し、事後フォローを行うことにより、適切な療育への援助を行うことができる。市内のすべて乳幼児が健康診査を受診できるよう個別通知で周知し、さらに関係機関と連携を図り受診率アップを目指す。	3・4か月児健診、1歳6か月児健診を市内委託医療機関で実施するようになり身近な医療機関で希望する日に受診することが可能となるなど市民の利便性と受診率の向上が図られてきた。医療機関の健診内容も多少のばらつきが見られるものの、健診票の報告も遅滞が少なく、事後フォローの時期の遅れ等の問題は解消してきている。受診率向上のため、受診が遅れている者には個別に受診勧奨を行っている。また、未受診児の把握は3・4か月児・1歳6か月児について訪問等実施している。3歳児健診については受診出来ないかたの状況を葉書により把握している。3歳児健診は集団健診として実施しているが、受診率をあげるために幼稚園や保育所に受診勧奨を行っている。鳩ヶ谷会場では、近所の民間企業と駐車場使用について賃貸借契約を行い、車での来所者に対する利便性を向上させた。	3歳児健康診査担当医師の高齢化や減少。また、健康診査事後フォローとして実施している二次健診における専門的な小児科医師の不足。受診率向上のためには、他会場も利用したいところだが、幼児の健診に向く会場がなかなか見つからない。	市保健所設置に伴い、今まで保健所で実施していた思春期向けの相談事業と二次健診を併せて実施する予定。二次健診の対象者が、拡充される。引き続き、継続的に3歳児健康診査担当医師の確保及び二次健診担当医師の発掘を行う。	拡充
107	5	5-1	乳幼児の健康管理の推進	保健センター	子育て世代包括支援センターを市内5か所に設置し、妊娠から子育て機にわたるまで切れ目のない支援を行います。地域の関係機関と連携を図り、早期に必要なサービスにつないでいきます。出生連絡票の提出があった新生児については全員訪問し、発育・疾病予防に留意し、育児不安の軽減を図ります。未熟児養育医療給付、平成30年度中核市移行後は小児慢性特定疾病医療費助成を実施し、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ります。10か月児健康相談は個人通知により全対象児の保護者に相談の機会を設けることで、乳児期から幼児期に向けての親への育児支援の充実に努めていきます。	子育て世代包括支援センターでは、ワンストップ相談窓口として、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援する。訪問指導を実施することにより、育児に対する親の不安を軽減し新生児の発育発達・栄養状況等について保健指導を行い疾病予防を図る。未熟児養育医療費や小児慢性特定疾病医療費支給は家庭の経済的な負担軽減のほか、申請時に保健師等が面接することにより早期に支援することができる。10か月児健康相談については、相談率をアップさせ、乳児期の育児不安等の軽減を図り、家庭でも適切な対応ができるようサポートする。	子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時に保健師等が面接することで、妊娠前から早期に支援ができた。健康教室や健康相談、訪問指導を通して、乳幼児の心身の発育発達に見合った遊びや接し方、早寝早起きの生活リズムの確立、また、子育て中の親の孤立を防ぐため、親子の交流を促すなど子育て支援を推進しながら乳幼児の健康管理体制の整備に努めた。未熟児養育医療費給付は家庭の経済的な負担軽減のほか、より早期に必要なサービスにつなぐことができた。10か月児健康相談については、個人通知により、全対象児に相談の機会を設けることで、親への育児支援の機会となった。	子育て世代包括支援センターを多くの妊婦に周知し、妊娠から保健師が面接をし、相談しやすい体制を構築していくことが課題である。平成30年度より小児慢性特定疾病給付事業が県より移譲され、専門性の高い事例にも対応できるように、保健師等の専門職のスキルアップが課題である。	中核市移行により専門性の高い事例に対応するために、子育て世代包括支援センターの専門職の人員配置をさらに充実させる。	拡充

108	5	5-1	妊産婦の健康管理の推進	保健センター	妊産婦を出発点とした妊産婦の健康情報についてデータの管理分析を行い、リスクを抱えた妊婦に対し医療機関や関係機関と調整しながら早期からの支援を進め、安心して出産・育児に望めるよう、保健指導の充実を図ります。また、ウエルカムBABY教室等を開催し、妊婦の健康管理や夫の育児参加を促すとともに、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりなど妊婦の精神的安定と健康の保持増進に努めます。特に周産期のメンタルヘルスについては、各母子保健事業での普及啓発及び妊産婦・新生児訪問においてエジンバラ質問票等を活用し、医療機関と連携しながら産後うつ予防や早期発見に努めるとともに、子育て支援を実施します。	支援が必要な妊産婦が健康管理に必要な情報や支援サービスを得ながら、早期に妊産婦訪問や新生児訪問等の必要な支援を受けることができる。また、母子健康教室等の実施により、妊娠、出産、育児に関する正しい知識を持ち、仲間づくりを機会の得て、産科や子育て世代包括支援センター等の地域資源を自ら活用しながら、安心して出産や育児に望むことができる妊産婦が増える。	妊産婦出時にアンケートを実施し、早期介入が必要と判断される場合は、リストアップした上で速やかに地区の担当保健師につなげる体制づくりを実施している。アンケート内容は随時見直しを行っており、昨年度は健やか親子21の指標項目を追加すること、妊産婦の健康管理や保健指導の向上を図ることができた。今後引き続き、アンケート内容については検討や改善を進めていく。ウエルカムBABY教室等は、より多くの方が参加しやすいように土曜日の実施や保健センターの他に鳩ヶ谷庁舎でも実施をしている。	妊娠時に、全ての妊婦に保健師等による面接が実施できれば、妊娠期からの早期支援がスムーズになるが、現状では子育て世代包括支援センターの設置は限られており、市民課等の市の施設での交付を受ける方が多い。アンケートを含め妊産婦の記載内容を確認し、後日保健師等から連絡する等の対応しているが、ウエルカムBABY教室等の母子健康教室の受講案内及び心配や不安がある場合の対応については、保健師等によるきめ細やかな対応ができる限り望ましい。また、社会情勢や働き方の変化により共働きの家庭が増えたことで、ウエルカムBABY教室等に参加される妊婦やその家族の数が減少傾向にあり、特に平日の実施において顕著である。	1 妊娠中から妊婦の健康管理及び産後のうつ病の予防や早期発見のために、産婦人科医等と連携、協力しながら、早期に子育て支援を進める。 2 母子健康教室の内容検討、PRの方法、休日開催等の検討	維持
109	5	5-2	障害児保育の質の向上	保育入所課	保育所・小規模保育事業所において入所をしている障害児が、適切な保育を受けられるよう、障害児専門研修や心理士等専門家による保育所等巡回指導・相談を実施し、障害児への理解を深め、保育士等の質の向上を図ります。	保育士等の質が向上することで、障害児が適切な保育を受けられるよう、良好な発達を促されます。また、保護者の相談に応じることができるようになるため、より細やかな保護者支援が可能となります。	保育所等の利用者の増加に伴い、障害児の人数も年々増加していますが、保育士等のスキルが向上し受け入れ可能な保育所等が増えたことで、対応することができています。	重度の障害を持つ児童が保育所等に入所するケースがあり、より一層のスキルが求められることから保育士等への負担が懸念されます。	障害児専門研修、保育所等巡回指導・相談を今度も実施し、より一層の保育士等の質の向上を図り、障害児の成長、発達を促すとともに、保護者に寄りそった支援を推進していきます。	維持
110	5	5-2	障害児保育の推進	保育入所課	保育所・小規模保育事業所において発達の遅れや障害のある児童を受け入れ、健常児と同じ集団の中で生活することで、相互理解を深め、互いの成長、発達を促します。	集団生活を送ることによって相互理解し、刺激を受け、成長、発達を促すことができます。	互いにふれあうことで、障害児が健常児に刺激され、できなかったことができるようになり、健常児が障害児を理解することで、思いやりのある優しい気持ちで生まれ、互いにいい影響を与えることが出来ます。	障害の重い児童の入所のケースもあり、加配に伴う保育士の確保、安全に配慮するための環境設定等が求められます。また、専門知識を持つ保育士の育成が必要になります。入所決定にあたっては「利用調整基準指数表」の指数で決定するので、特定の保育所等に偏ってしまうケースがあります。	集団の中で保育をすることで相互理解を深め成長発達を促します。	維持
111	5	5-2	保護者への支援	保育入所課	保育所等に在籍する児童の保護者が、子育てや児童の発達等に関する悩みを心理士等の専門家に相談し、必要な助言等を行う保育発達相談の実施により、保護者への支援を行います。保護者から受けた相談は、必要に応じて在籍する保育所等と共有し、連携しながら対応を図ります。	心理士等専門家が保育所等に在籍する児童の保護者からの子育てや児童の発達等に関する相談に対し必要な助言等を行うことにより、保護者と児童の安定した関係の構築を支援し、もって児童の健やかな成長や発達を促すことを目的とします。	様々な機関が同様の事業を始めており、相談件数は年々減少傾向にありますが、相談にきた保護者からは「気になっていたことを気軽に相談できて良かった。」「保育所等と連携を持ちながら子育てができるのは心強い。」と好評を得ています。	専門機関が対応したほうが良いケースにおいて、保護者の理解が得られないことがあるため、保護者の理解を得る方法を検討し、早い段階で専門機関にかけられるよう対応を図ります。	引き続き、保護者と児童の安定した関係の構築を支援し、もって児童の健やかな成長や発達を促せるよう当該事業を実施します。	維持
112	5	5-2	放課後施策の充実	学務課	研修を通して専門的知識を有する支援員を確保しながら、各小学校に設置している放課後児童クラブの受入れ枠を拡充し、放課後生活への支援を進めます。	専門的な知識を有する支援員を、各小学校の放課後児童クラブに配置することにより、児童に寄り添った支援を実施できる。	利用を希望される児童をすべて受け入れることができた。	専門的知識・経験のある支援員の確保及び施設の整備が課題となっている。	個々の児童に合った支援をするためには、専門的な知識・経験のある支援員が、研修等を通じて技能向上を図るとともに、施設面での整備を進める必要がある。	拡充
113	5	5-2	障害児通所施設の充実	障害福祉課	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うための児童発達支援並びに、放課後や夏休みなどに生活能力向上の訓練を行い、自立を促進するための放課後等デイサービスなどの居場所づくりを推進します。	障害児の生活訓練、自立促進の場の確保	各事業所の情報を適宜行うことができた。	取り組み等の事業所情報が一覧になっているものがなく、担当ケースワーカーからの情報提供や事業所ホームページ等での情報収集が中心となっている。	事業所の特徴や取り組み等を集約し、利用者や家族等に情報提供していく。	維持
114	5	5-2	障害児等療育支援事業の推進	障害福祉課、わかゆり学園ほか	障害の有無に関わらず地域で生活し発達支援を必要とする子どもへの早期療育の中心的役割をさらに高めるため、療育支援事業の充実を図ります。	障害児の早期療育	限られた事業所での対応となり、家族等に事業所の選択する余地がなかった。	事業所、職員の資質向上	事業所の増加につながるよう、現状の発達障害児の現状、必要性を周知していく。また、発達障害、支援の適正な理解につながるよう、事業所や市民向け講座を開催していく。	維持
114	5	5-2	障害児等療育支援事業の推進	子育て相談課	児童の発達障害の早期発見・支援を行うため、個別（来所相談）、施設訪問や家庭訪問等による相談支援や親子教室による集団療育を実施する。	相談支援により発達の状況の見立て、子どものかかわり方についてのアドバイスや個々の状況に応じて、継続的な相談、施設訪問、親子教室事業の組み合わせや、あるいは福祉サービス、その他適切な関係機関（教育、医療など）へつなげていくことを目標とする。	子育て相談課に事業が平成26年度に移り、「発達支援係」として、毎年1,100名以上の面接、訪問を実施している。特に、個別相談（来所、家庭訪問）に関しては、毎年約100名の件数が増加し、状況も多様化してきている。それぞれの状況に対して、相談支援専門員、保育士、臨床心理士による対応にて行ってきた。特に、教育分野との関係が多くなり、連絡連携も風通しが良くなってきた反面、「発達」に関する学齢児の相談が増加、教育研究所の教育相談との住み分けが難しくなっている。また、医療機関からの連絡も多くなるが、体系的な組織同士の連携には至っていない。川口市障害者自立支援協議会への参加や、各訪問による施設支援に向かうことや、「発達障害」等の啓発として、講師派遣を受けてきたことで事業の周知がされてきた。	多角的な視点による高度な専門性を必要とし、今後、現在の専門員以外にも、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士と専門員をそろえていくと共に、教育、医療分野との連携をより強くしていくことが重要と考える。現在、専属相談員1名にて受け付けているが、相談内容も多様化しており、相談員は対人技術と発達理解の専門的知識が必要である。このような状況で、発達相談窓口として、今後も専門性を維持・向上し、継続的な業務を遂行するためには、相談員の拡充と人材育成を併せて考えていくことが課題である。	中核市となることで、この事業は県委託事業から、国の必須事業として、実施されることとなり、事業補助金としてではなく、交付税対象事業となる。相談の増加に伴い多様な支援を求められるようになっていくことから、さらにより高度な専門性の向上と充実を図っていく。	拡充
115	5	5-2	子どもの総合的発達支援施設の研究	子育て相談課	平成26年に子育て相談課を設置、発達支援係として、発達にかかわる子どもの相談窓口として開始する。個別（来所相談）、施設訪問や家庭訪問等による相談支援や親子教室による集団療育を実施することで子どもの総合的発達支援施設業務の役割の一部を担う。	・発達に関する相談支援の福祉、教育、医療の総合窓口 ・障害児等の早期発見と早期療育により、乳幼児から切れ目ない支援を実施する。 ・福祉、医療、教育の各専門分野の連携を容易にし、市民にとってわかりやすく、気軽に安心に相談でき、個々に応じた適切な支援を受けられる。 ・子育て支援の専門性の向上と人材育成のための研修を実施する基幹型の役割を有する。	平成28年度より市民に相談場所としてわかりやすくするために「発達相談窓口」と名称し、関係機関への周知することにより、特に教育関係に関しては就学相談、学校訪問を通して、より連携が強まる。それぞれの相談に、相談支援専門員、保育士、臨床心理士にて専門性を持って対応してきたが、相談の内容は多様化していく中で、より多角的な視点と専門性による対応が必要となっており、既存の専門職のみでの対応ではできないことも多くなる。	・子育て相談課の設立以来、「発達」に関する相談は、毎年増加を示していることから、そのニーズの高さが現れている。当課は子どもの総合的発達支援施設を担う課として相談支援を中心に関係機関との連携をとり、個々に応じた支援につなげていく役割を業務としてきた。相談の増加に伴い、その内容も多様化し、より高度な専門的な支援と、福祉・医療・教育の連携の強化が課題となる。	・より高度な専門的な支援と、医療・教育・福祉の連携の強化のため、他職種配置による人員増員とその支援を展開する専門機関として、子どもの総合的発達支援施設の必要性を調査、研究するものである。	拡充
116	5	5-2	障害児(者)生活サポート事業	障害福祉課	在宅の障害者及び家族の地域生活を支援するため、障害児(者)の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。	一時預かり等を実施する市の登録事業者に対して、運営経費の一部を補助することにより、障害者の福祉向上及び介護者の負担軽減を図ること。	特になし。一時預かり等を実施する市の登録事業者に対して、運営経費の一部を補助することにより、在宅の障害児(者)と家族の日常生活上の負担軽減が図られた。	現状の県補助額の上限(500万円)があることから、実績額的全額を県補助金として交付できない場合がある。	在宅の障害者の地域生活を支えることを目的として実施している補助事業であり、障害者とその家族を支えるために、今後も、現行の方法で継続して実施する。	維持

117	5	5-3	教育相談・就学相談・就学支援の充実	指導課	研修会や学校訪問を通して、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるように教職員への意識啓発や、専門的知識を有する相談員やカウンセラーを増員し、幼児・児童・生徒及びその保護者への相談支援を充実します。また、一人ひとりの発達や障害の状況に応じて、持っている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要かなど、より適正な就学支援の充実を図ります。	各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるよう、幼児児童生徒及びその保護者への相談・支援体制を充実させる。また、障害がある又はあると思われる幼児児童生徒に対し、必要に応じて検査を行い、専門家の助言のもと適切な就学支援を図る。	各校における特別支援教育コーディネーター教員を対象とした研修会や各中学校に配置した相談員を対象とした研修会を実施し、教育相談体制の充実を図った。 教育・就学相談に関しては、来所による相談の他、巡回教育相談、電話による相談、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談等、工夫・充実を図った。 教育相談件数の推移 平成28年度 12045件 27年度 12500件 26年度 10801件 25年度 9401件 内就学相談件数の推移 平成28年度 2933件 27年度 2971件 26年度 1906件 25年度 2112件 就学支援委員会の対象となった児童・生徒数 平成28年度 329人 27年度 328人 26年度 244人 25年度 225人	教育相談、就学相談とも年々相談件数が増えている。さらに教員への研修の充実を図り、各学校における適切な教育相談体制の充実を図る必要がある。就学相談においても、特別支援学級への入級や通級指導等、特別支援教育へのニーズは年々高まっており、専門家の助言はより重要なものとなっている。事業の拡充に伴う経費拡充も考慮する必要がある。	相談件数の増加及び多様化に対し、外部より委嘱する専門家の人数を増やすこと、相談を担当する人員の増員等、事業の充実を図っていく。	維持
118	5	5-3	通級による障害児教育の充実	指導課	障害の克服のために、通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受けることのできる通級指導体制の拡充について、児童生徒の教育的ニーズや県の動向等を踏まえながら、引き続き県に働きかけます。	通常の学級に在籍している難聴・言語障害および発達障害・情緒障害・学習障害等の課題のある児童・生徒に対して、自立活動の時間を設け、個に応じた指導を行っている。指導体制の充実を図ることにより、課題の改善を行う	市内小学校3校6クラスに難聴・言語障害通級指導教室、小学校5校6クラス中学校1校1クラスに発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し個に応じた指導を行っている。本年度は小学校1校に新設を行い、指導体制の拡充を図ることができた。	現在待機児童の増加があることから児童生徒の教育的ニーズや県の動向を踏まえながら引き続き県に働きかけていく。	通級指導教室の定数配置の動向を踏まえながら引き続き県に働きかけていく	維持
119	5	5-3	交流及び共同学習の推進	指導課	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動をともにするなど、ふれあいを通じて互いを理解し共に支えあう心のバリアフリーを広められるよう、交流及び共同学習、支援学習を推進します。	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方にとって、互いに成果が期待できる見通しの下で実施する。互いに触れ合うことを通して、同じ社会を構成する一員であるという仲間意識を育てるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、「心のバリアフリー」を育む教育の推進に努める。	特別支援学級等設置校においては、発達段階に応じた障害者への正しい理解を進めながら、直接的・間接的な交流及び共同学習が展開されている。支援学習においては、県立川口特別支援学校、県立越谷特別支援学校、県立大宮ろう学園、県立草加かがやき特別支援学校、県立盲学校鳩保己一学園からの受入を行った。児童生徒の障害の状況に即し、活動の種類や実施方法等について各県立学校と受入校との間で連携し、工夫した取組がなされている。	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の双方にとって成果のある見通しの下、学校教育の全体計画に位置づけて取り組んでいく。交流及び共同学習の計画・実施にあたっては、地域や学校、児童生徒の実態に即し、適切かつ安全に無理なく進めていくようにする。支援学習については、同じ地域に住む仲間としての地域交流のきっかけとしていく。	今後も更なる支援学習の拡大が考えられる。学校教育の全体計画に位置づけ、継続的、発展的な取組になるよう、学校・地域の実態に即した年間計画の作成を推進する。	維持
121	5	5-3	通級指導教室での指導の充実	指導課	難聴・言語障害通級指導教室(ことば・きこえの教室)及び発達障害・情緒障害通級指導教室(そだち・こころの教室)における担当者の研修、保護者との面談、担任との連絡会を行い、児童生徒の特性や障害の状態に応じた指導及び支援の充実を図ります。	難聴・言語障害および発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒の特性を理解するため、研修会や連絡会を実施することにより児童理解が深まると共に指導技術が向上する	難聴・言語障害および発達障害・情緒障害・学習障害通級指導教室での担任との連絡会や研修会を通じて担当職員の指導技術の向上が見られた。	担当職員の育成とさらなる指導力の向上。	通級指導教室において、児童理解と個に応じた支援のあり方について、教職員の指導力向上や児童生徒への指導及び支援の充実が図られていることから、今後も継続した事業を展開していく	維持
122	5	5-3	特別支援学級への指導補助員の配置	指導課	特別支援学級の効果的な運営とよりきめ細かな指導を行うため、特別支援学級設置校に指導補助員を配置します。	補助員を配置することにより、特別支援学級担任の学級運営の円滑化を図る。	学級の一人ひとりに目が行き届き、個に応じた指導・助言が可能となり、学級運営が円滑に行われた。	よりきめ細かな指導を行うため、学級数や児童・生徒数に応じた複数配置を検討する。	今後も継続して実施していく。	維持
123	5	5-3	教職員研修の充実	指導課	障害のある児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的・体験的な内容を盛り込んだ研修会を開催します。また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制のあり方や、一人一人の教育的ニーズを把握した個に応じた指導のあり方や地区ごとの情報交換、事例研修を通して教材・教具の活用など、障害のある児童生徒に対する理解を深める。	○特別支援教育コーディネーター研修会 平成27年度から研修回数を年3回に増やしたが、教職員の負担軽減の視点から平成29年度から年2回に戻しての実施となった。研修内容の精選・充実を図ることで、特別支援教育コーディネーターの役割と校内体制のあり方や個別の指導計画の作成についての見識を深めることができた。 ○特別支援学級新担当者研修会 年2回実施していたものを、平成27年度から年3回に増やして、より丁寧に研修を行うことにより特別支援学級の学級経営、在籍する児童生徒の実態の捉え方や、指導方法、効果的な教材・教具等など実践力の向上を図ることができた。	今後も専門的な知識と技術を系統的に修得するため、研修会の充実に努めていく。	今後も、障害のある児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的、体験的な内容を盛り込んだ研修会の充実を図る。	維持
124	6	6-1	バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進	建築安全課	障害者等の住みよいまちづくりを推進するため、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを推進します。また、対象建築物におけるバリアフリー法の利用円滑化基準及び認定による利用円滑化誘導基準の達成や埼玉県福祉のまちづくり条例における整備基準の達成のための施策に取り組めます。	障害者が円滑に利用できる施設の整備が促進されます。	設計者に対して基準に適合するよう助言を行っている。	建築物の所有者等に対するバリアフリー化の意識向上が必要だと考える。		維持
125	6	6-1	川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進	都市計画課ほか	障害者を含めて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を進めるため、学識経験者、障害者団体等の関係者からなる協議会を設置し、川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画的に公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の一体的なバリアフリー整備を推進します。	川口市バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心・安全な日常生活を営むことが出来る社会環境を目指す。	川口市バリアフリー基本構想に基づく、バリアフリー推進事業等に関し、学識経験者、障害者団体等からなる川口市バリアフリー基本構想推進協議会および川口市バリアフリー基本構想庁内推進委員会を設置し、事業の進捗状況報告や意見交換等により、関係各課との連携を図り、事業等の円滑な推進を図っている。	川口市バリアフリー基本構想に位置づけられている整備項目の実施目標(短期・中期・長期・目標)に沿った事業を推進しているが、未実施の項目もあることから、今後も引き続き川口市バリアフリー基本構想推進協議会及び川口市バリアフリー基本構想庁内推進委員会での調整等を通じて推進していく。また、川口市バリアフリー基本構想は平成30年度に実施目標期間が満了することから、重点整備地区の拡充を含めた川口市バリアフリー基本構想の改定について検討を行う。	拡充	
126	6	6-1	歩道の整備・改善	道路建設課	歩道の整備及び既存歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩道環境の整備を行います。	誰もが通行しやすく、安全で快適な歩道環境が整備される。		現況歩道内での整備となるため、高さの調整や幅員を確保するために、地先権利者や占有者との調整が必要となり協議等に時間を要する。	平成30年度以降も引き続き、誰もが安全で使いやすい歩道空間の整備・改善を実施していきます。	維持
127	6	6-1	歩道における障害物の除去	道路維持課	障害者や高齢者が通行しやすいように、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置自転車等の解消に努めます。	道路を常に良好な状態に維持し、一般交通に支障を及ぼさないよう努める。	平成25～28年度の業務内容については、以下のとおりである。 ・放置車両処分台数：196台(バイクも含む) ・違反広告物撤去枚数：252,035枚 ・放置自転車処分台数：4,065台	今後も関係部局と連携・充実を図り、不法投棄防止の啓発及び道路パトロール等を実施する。	誰もが道路を安全に利用できるよう維持管理に努める。	維持

128	6	6-1	公園施設の整備・改善	公園課	公園の出入り口の段差の切り下げ、スロープの設置などを推進し、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える公園の整備や改善を図ります。	これまで車いすが利用できなかったり、ベビーカーが通りづらかった公園内をバリアフリー化することにより、公園の利便性を向上させ、誰もが気軽に利用できる公園づくりを目指すものである。	公園を新規整備する場合は必ずバリアフリー化を図るものとし、既設公園においても可能な限りバリアフリー化の改修を進める。平成25年度からこれまで15箇所を施工した。 ・新規整備…5箇所 ・スロープ設置・増設…10箇所(公園出入り口部7箇所、トイレ出入り口部3箇所)	公園出入口のバリアフリー化を図ることで、バイクの乗り入れが増えてしまう。それに対応した車止めもあるが、地形や施設の配置などの理由から設置できないことも多い。	今後も改修工事などの機会を捉えて、また、町会要望など地域住民のニーズに応じて整備を進めていく。	拡充
129	6	6-1	うるおいのある水辺環境の創出	河川課	河川改修にあたって、水辺に近づけるようにスロープを設置するなど障害者の利用に配慮した親水空間の整備を推進します。	芝川改修事業においては水辺に近づける親水空間の整備を兼ねているため、整備する際にはスロープを設置し、障害者も利用できるような親水空間の整備を目指しております。	平成26年度の芝川改修事業において、中央橋～上之橋右岸側に水辺に近づけるスロープを設置しました。その際には、埼玉県福祉のまちづくり条例に準じ、スロープ勾配を5%以内としました。また、スロープの高低差が75cm以上あるため、高さ75cm以内ごとに路幅が1.5mの踊場を設けることに配慮しました。	芝川改修事業は、用地買収完了箇所から整備を実施しておりますが、用地交渉が難航していることから、整備進捗が遅れが生じております。	今後も引き続き障害者に配慮した親水空間の整備を進めて参ります。	維持
130	6	6-1	土地区画整理事業の推進	各土地区画整理事務所	土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。	土地区画整理事業地内のすべての歩道について、段差のない構造とするほか、戸塚安行駅周辺の歩道においては、点字ブロックを設置する。また、幹線道路においては、歩道幅員を十分に確保し、歩道と自転車道を植樹帯により分離することで、歩行者、車椅子等のより一層の安全確保に努める。	都市計画道路浦和東京線においては、当初の事業計画では、歩道幅員を1.75mとしていたものを2.0mに見直すことで、安全対策を講じた。	土地区画整理事業を進めるうえで、国庫補助金や保用地処分金等の財源を確保することが課題であり、今後もより一層の事業資金の確保に努め、早期に事業が完了するよう努める。	戸塚安行駅周辺の整備及びアクセス道路の築造を進め、歩行者、車椅子の安全な通行対策を図っていく。	維持
130	6	6-1	土地区画整理事業の推進	各土地区画整理事務所	土地区画整理事業の施行により、 障害者や高齢者に配慮した安全でゆとりのある道路の整備を図ります。	土地区画整理事業の進捗により、狭隘道路や未舗装道路が改善され、障害者や高齢者にとって安全かつ容易な道路利用が可能となる。	年度ごとに狭隘道路や未舗装道路を改善している。	土地区画整理事業の進捗状況により障害者、高齢者に配慮した街路築造工事が進まない場合がある。	土地区画整理事業により引き続き障害者、高齢者に配慮した街路築造工事を進める。	維持
130	6	6-1	土地区画整理事業の推進	各土地区画整理事務所	土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。	土地区画整理事業の整備が完了した地域は、歩道の段差解消、点字ブロックの設置がなされ、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者、高齢者に配慮した道路配置となります。	現在、施策・事業の実現に対し、各土地区画整理事業を施行中です。	事業計画においては、芝東第3地区が平成36年度芝東第4地区が平成40年度、芝東第5地区が平成30年度、芝東第6地区が平成31年度にそれぞれ完了する計画であります。各地区とも事業期間の延長も視野に入れて取り組んでいるところです。計画期間内の事業完了が問題点となります。	現在施行中の土地区画整理事業の施行に際し、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者、高齢者に配慮した道路配置を進めていきます。	維持
130	6	6-1	土地区画整理事業の推進	各土地区画整理事務所	土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。	事業の進捗により狭小道路や行き止まり道路の整備をおこない、障害者や高齢者が安全に通行することができるまちづくりを推進する。	事業費の縮小により整備計画が遅れが生じ、地区内の道路整備も進まなかった。	住宅が密集した地区の狭小道路、行き止まり道路の整備をおこなうために、家屋の玉突き移転が発生するため整備が困難になる恐れがある。	事業を継続して推進し、障害者や高齢者に配慮した道路の整備に努めます。	維持
131	6	6-1	おもいやり駐車場制度の促進	都市計画課	公共施設や民間のスーパー等の出入り口付近に、障害者の方々等に配慮して設置されている障害者等専用駐車スペースを施設管理者との協定締結により「おもいやり駐車場」として定め、障害者等の方々や妊産婦の方々にご利用証を交付し、適正利用を図るとともに利用マナーの啓発を促進します。	制度を広く周知することにより、障害者等専用駐車スペースの利用マナーの向上・意識改善を図る。また、マナー啓発をはかり、障害者等専用駐車スペースの利用しやすい環境づくりを行うことにより、障害者支援、子育て支援の促進を図るものである。	制度の普及により、当該駐車スペースの不正利用が減少し、多くの施設で適正利用が図られている。また、障害者の方々や妊産婦の方だけでなく、健常者に対しても当該駐車スペースの認識が広まってきている。さらに、平成27年1月より、全国相互利用の協定を締結し、現在36府県において川口市おもいやり駐車場利用証が利用可能となっている。	川口市おもいやり駐車場制度利用者の増加に伴い、より多くの駐車スペースの確保が必要であることから、制度未加入の施設に対し、協力依頼等を行っていく。	引き続き、制度の普及に努め、障害者等専用駐車スペースの適正利用の促進を図っていく。	維持
132	6	6-2	福祉避難所の整備	防災課、障害福祉課ほか	災害時に小中学校や高等学校等の一次避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を整備します。	災害時に避難できる施設(福祉避難所)を指定し、特別な配慮が必要な障害者等を受け入れ、安全面を確保していきます。	【協定締結事業者】 7事業者 10施設(うち障害者福祉施設 5)	今後福祉避難所の確保については、より一層の対策の推進が必要となります。	今後も市内で施設整備をされた事業者と協定を締結し、福祉避難所の増加と障害者の安全確保に努めていきます。	拡充
132	6	6-2	福祉避難所の整備	防災課、障害福祉課ほか	災害時に小中学校や高等学校等の 指定 避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を整備します。	福祉避難所を整備することにより災害時要配慮者の避難時の負担が軽減される。災害時要配慮者への医療対応などの効率化が見込まれる。	川口市地域防災計画の中で福祉避難所を位置づけ、掲載を行った。市内に14箇所の福祉避難所を整備した。市内の社会福祉施設運営事業者と災害時における要配慮者の受け入れについて、協定を締結した。(7法人10施設) 福祉避難所への発電機やストマ器具等の備蓄を開始した。 福祉避難所の備蓄については、今後も福祉総務課等関係各課と協議の上、継続して拡充していく。	施設のバリアフリー化や非常用発電機の設置など、施設所管課や機関との調整が必要となる。福祉避難所の備蓄スペースの確保についても調整を図りながら検討していく。 大規模災害時には現在の施設数では不十分であるとのこと。 避難所における良好な生活環境の確保。	民間施設や関係機関への協力を仰ぎ、協定等を締結することで、福祉避難所の充実を図る。公共の設備を福祉避難所として指定するだけでなく、民間事業者に対しても市との協定締結について協力を仰ぐことで福祉避難所の充実を図っていく。	拡充
133	6	6-2	避難行動要支援者登録制度の充実	長寿支援課、障害福祉課ほか	災害時に支援に必要な障害者等を把握するため、「 避難行動要支援者登録制度 」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を推進します。また、平常時から要援護者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。	災害時に早期に安全な場所に避難することができるよう、行政と地域の関係機関が連携し避難活動や安否確認が行える。	重度障害者の情報を地域の関係機関と共有することで、災害の際、迅速な対応を行うことができるようになった。	障害者に対して、情報提供の拡充や制度の整備を行っていく。	現状を維持し、障害者への情報提供を行っていく。	維持
133	6	6-2	避難行動要支援者登録制度の充実	長寿支援課、障害福祉課ほか	災害時に支援に必要な障害者等を把握するため、「 避難行動要支援者登録制度 」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を推進します。また、平常時から要援護者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。	避難行動要支援者登録制度は、市が発令する避難情報を伝達し、早期に安全な場所への避難誘導を行うとともに、速やかに安否の確認をとれるよう必要事項を定めることにより、要支援者が安心して暮らせることを目指します。	リーフレット作成、制度の周知を行った。個別計画の策定は進めているが、終了していない。	避難行動要支援者に要録された方の避難支援の充実が求められているが、個別計画の策定が進んでいない。	関係機関に名簿を提供し、避難行動要支援者個別計画の策定を進めていく。	拡充

134	6	6-2	災害時の支援体制づくりの推進	防災課、障害福祉課ほか	障害の特性に配慮した備蓄品の整備や避難支援などを関係機関と協力し、障害者の災害時の支援体制を充実します。	関係機関と協力し、災害時の避難支援や避難所での避難生活時に必要な備蓄品を整備することにより、負担の軽減につながる。	災害時に自ら避難することが困難な障害者等の避難支援のためにバス輸送に関する協定を締結し、防災訓練時に洪水発生時を想定し、浸水想定区域から避難行動要支援者を区域外に輸送する訓練を実施した。災害時に避難所で使用する福祉用具等物資の供給協力に関する協定を締結した。総合防災訓練時に避難行動要支援者の安否確認訓練を実施するとともに、町会・自治会の単独訓練時においても安否確認訓練を中心とした情報収集訓練を実施するように啓発を行った。避難行動要支援者名簿の記載されている方々の避難支援について、町会・自治会に説明を行った。	災害初期に必要な備蓄について、計画的に進めていく必要がある。避難行動要支援者名簿に基づいた、避難計画の整備。	今後も、福祉避難所の備蓄について、継続して行っていくとともに、より多くの協力団体と災害時の協定の締結を推進していく。	拡充
134	6	6-2	災害時の支援体制づくりの推進	防災課、障害福祉課ほか	障害の特性に配慮した情報提供方法や備蓄物資の配置などを地域の関係機関と協議し、障害者の緊急時対応や支援体制を充実します。	災害時に重度の障害者(以下「要援護者」)が避難できる施設を指定するとともに、要援護者情報の共有を施設及び関係機関で図る。また、施設の災害時必要物品の把握に努める。	避難行動要支援者登録制度等を活用し、要援護者情報を関係機関と共有している。また、要援護者が避難できる福祉避難所の指定及び民間施設との協定締結を順次進めている。	障害者の増加に伴い、要援護者の更なる避難場所の確保が必要。民間施設との協定を進めつつも、協定を締結していない施設においては、自主的に要援護者の受入れ体制を整備してもらうことを働きかける必要がある。	引き続き、民間施設との協定締結に向け働きかけていく。	拡充
135	6	6-2	自主防災組織の育成	防災課	町会・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進及び防災リーダーの育成を行い、自主防災組織が災害時に地域の障害者、高齢者等の安否確認と避難誘導が行えるよう啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制を確立します。また、障害者も参加した防災訓練を各地で実施し、地域で助けあう体制づくりを促進します。	防災リーダーを増やすことで、防災に関心のある人や防災知識のある人を増やすことに繋がります。結果として、地域防災力を向上させることができ、災害発生時には、障害者や高齢者、外国人など災害時要配慮者を協力して助け合うような体制づくりを推進していくことを目標とします。	毎年度、認定者数の数値目標は達成できていますが、より若い世代の認定者数を増やす工夫を継続して実施していきます。	防災リーダー認定講習受講者は、比較的高齢の方の受講者が多いため、いざ災害が発生したときに地域の防災の担い手として活躍できるかどうか不安があるのが現状です。今後は、若い世代の受講者をいかに増やしていけるかが課題です。	総合防災訓練を実施する地区の中学生に対して防災リーダー認定講習を実施していますが、今後も引き続き実施し、若い世代の防災リーダー育成を実施していきます。また、今後は、総合防災訓練実施地区ではない中学生に対しても実施できるよう検討していきます。	拡充
136	6	6-2	緊急通報システムNET119の推進	指令課	聴覚や言語に障害のある方のためのシステムで、自身の携帯電話のインターネット接続機能を利用して119番通報するものです。なお、本システムの利用を希望される場合には、事前に申請いただく登録制のシステムです。	聴覚や言語に障害のある方の周りに音声通話による119番通報を頼める人がいない場合、自身の携帯電話からチャット方式で119番通報が行えることで、聴覚や言語に障害のある方の不安を解消するものです。	本システムを利用した119番通報は、平成24年10月1日の運用から平成29年9月1日現在、11件です。	聴覚障害のある方や言語による通報に不安のある方へ本システムの周知を実施しておりますが、システムへの登録方法等について、関係各課と調整する必要があります。また、今後さらに充実したシステムに変更となるため、登録者あてに変更概要、操作方法等の説明が必要となります。	関係各課と連携を密にし、本システムを拡大、充実させていきます。	拡充
137	6	6-2	緊急通報システム事業の推進	長寿支援課、障害福祉課	緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。	ひとり暮らしの重度身体障害者の急病や災害時に迅速かつ適切な対応を行うとともに、健康相談をはじめ定期的な安否確認を行うことで、重度身体障害者の不安を解消するものである。	緊急時における通報、または日常生活における健康相談など、いつでも相談できる体制を提供することで不安を解消し、福祉の増進が図られた。	特になし。	ひとり暮らしの重度身体障害者に、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康相談や定期的な安否確認を行うことは今後も必要であるため。	維持
137	6	6-2	緊急通報システム事業の推進	長寿支援課、障害福祉課	緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。	緊急通報システムは、一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病時等に迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康相談をはじめとする各種相談及び定期的な安全確認を行うことで、不安を解消することを目指します。	緊急通報システムを設置することにより、緊急時の通報がスムーズにできた緊急通報システムの利用の理解を深めるためリーフレットを作成した	緊急通報システムの利用範囲拡大等が求められているが、検討中。	現状の緊急通報システムについては継続をしていく。しかし、緊急通報システムの需要は高まっており、民間業者の参入も増えているため、住み分けを検討していく	維持
138	6	6-2	既存建築物耐震改修補助事業の推進	建築安全課	戸建住宅及び共同住宅に加え、平成26年度より緊急輸送道路閉塞建築物、さらに平成29年度より一定規模以上の建築物にも補助事業の対象を拡大し、国の補助制度を活用した既存建築物の耐震改修事業を進めます。	「川口市建築物耐震改修促進計画」において目標としている、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%(平成32年度末)を目指し、市内の民間建築物に対して耐震改修を促進していく。また併せて緊急輸送道路閉塞建築物に対しても耐震改修を促し、大規模地震発生時における建築物の倒壊等による災害を防止し、もって、障害者も含めた誰もが安心して暮らせる住まいづくりを推進することに資することを目的とする。	建築物耐震改修補助制度の周知のため、建築安全課ホームページに情報を掲示するとともに、「無料建築相談会」にて、耐震補助制度についての説明・相談等を行った。また最重要路線に位置付けている緊急輸送道路閉塞建築物については、建物所有者等へ個別の働きかけを行った。	今後も引き続き耐震化の必要性や補助制度概要の周知を行っていくと共に、緊急輸送道路閉塞建築物など、一定の要件を満たす建物所有者への個別の働きかけが必要である。また、耐震化が進まない理由について、区分所有等の権利関係や、テナントへの営業補償など建物が抱える課題が個々に異なり、補助金による支援のみでは解決できない事案がある。	住宅に対する補助事業は引き続き実施すると共に、個々の建物が抱える課題を把握し、課題解決に向けた方策を検討する。	維持
139	6	6-2	防犯対策の充実	防犯対策室	犯罪被害を防止するため、防犯教室、防犯キャンペーンなど啓発活動の実施や町会等自主防災組織への支援を行い、地域における防犯活動の充実を図り、警察との連携のもとで、障害者を含め誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	防犯教室、防犯キャンペーンを実施することで、市民の防犯意識の高揚を図り、市民一人ひとりの防犯活動の実施を促し、市内における、犯罪発生件数の減少を目指す。	平成25年度～平成28年度 ・防犯教室実施数 302回(H25:78回、H26:73回、H27:58回、H28:69回、H29:24回(予定)) ・防犯キャンペーン実施数 63回(H25:7回、H26:15回、H27:13回、H28:19回、H29:12回(予定)) ・自主防災組織活動補助団体数 50団体(H25:7団体、H26:8団体、H27:8団体、H28:14団体、H29:13団体(予定)) できたこと:以上の取り組みから、犯罪発生率が毎年減少している。(平成28年は、若干増加している。)	今後も、関係機関と連携を図りながら、防犯教室や防犯キャンペーン、防犯バトロールを実施し、市内における犯罪件数の減少を目指す。	誰もが安心して暮らせる環境づくりに努める。	維持
140	6	6-2	交通安全思想の普及	交通安全対策課	障害者や高齢者の交通事故防止を図るため、市民に対し交通ルールの遵守と交通弱者に配慮したマナーの向上などの普及啓発に努めます。	交通安全教室を実施し、交通安全の知識及び交通道德の普及啓発を図ることにより、交通事故を防止する。	正しい歩行、自転車の正しい乗り方、交通安全映画の映写、交通安全講話を実施した。	障害者の特性に応じた内容を研究し、理解しやすい交通安全教室を心がける。	今後も継続して交通安全教室を実施することにより、交通事故を防止する。	維持
141	6	6-2	消費者被害の未然防止	市民相談室、産業労働政策課	消費生活相談コーナーと民生委員・児童委員、障害者相談支援センター等が情報を共有し、障害者の悪質商法等の被害防止、啓発に取組みます。	消費生活相談コーナー(平成28年度以降消費生活センター)において、消費生活全般に関する消費者からの苦情や相談を受け付け、適切な助言やあつせんを行うことで、消費者被害の未然防止や問題解決を行う。	消費生活相談コーナー(平成28年度以降消費生活センター)において、消費者と事業者の間で生じたトラブルを解決するため、専門的知識を持つ相談員が、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあつせんを行った。	消費生活相談のための相談員の安定的な確保。	今後も相談に応じて、問題解決のための適切な助言やあつせんを行うことで、消費者被害の未然防止や問題解決を行う。	維持

中核市移行	新規事業	施策・事業	担当課	施策・事業の概要	施策・事業のめざす目標(見込まれる効果・成果)
○		住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	住宅政策課	障害者を含む住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ者も存在し、住居の確保が困難な場合があるため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を行う。	入居を拒まない登録賃貸住宅の情報開示や、賃貸人に対する指導監督を行うことにより、障害者を含む住宅確保要配慮者に対する住居の確保を図っていく。
○		難病患者支援の充実	保健所準備室	難病患者及びその家族の療養上の不安に対して相談及び助言を行い、必要に応じて関係機関等と連携をします。	難病患者の個々の実態に応じた相談、助言及び関係機関との連携により、身体的・精神的負担を軽減することを目標にします。
○		市内公共施設使用料金の減免	管財課	川口駅西口地下公共駐車場及び川口駅東口地下公共駐車場の駐車料金を、「川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例」に基づき、減免している。	障害者の外出支援と移動手段の確保。
○		子ども発達相談支援センター(仮称)の調査、研究	子育て相談課	・子育て相談課の設立以来、「発達」に関する相談は、毎年増加を示していることから、そのニーズの高さが現れている。当課は子どもの支援センターを担う課として相談支援を中心に関係機関との連携をとり、個々に応じた支援につなげていく役割を業務としてきた。相談の増加に伴い、その内容も多様化し、より高度な専門的な支援と、教育、医療等の他分野との連携の強化が重要であり、他職種配置による人員増員とその支援を展開する専門機関として「子ども発達相談支援センター」を調査、研究するものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に関する相談支援の医療、教育、福祉の総合窓口 ・障害児等の早期発見と早期療育により、乳幼児から学齢児(児童福祉法対象年齢(18歳未満))至るまで切れ目ない支援を実施する。 ・医療、教育、福祉の各専門分野の連携を容易にし、市民にとってわかりやすく、気軽に安心して相談でき、個々に応じた適切な支援を受けられる。 ・子育て支援の専門性の向上と人材育成のための研修を実施する基幹型の役割を有する。
○		福祉サービス苦情解決制度	福祉総務課	<p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年6月7日法律第111号)の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、本市が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。</p> <p>これにより、川口市行政組織規則第20条に規定する施設機関の福祉サービス利用者を対象に、本市が提供する福祉サービスの相談や苦情に対し社会性、客観性を確保し利用者の立場や特性に配慮した適正な対応を推進するため第三者委員(福祉サービス苦情解決制度)を設置するもの。</p>	福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組み等、福祉サービスの質の向上の寄与し、もって本市の社会的信頼性の向上につながるもの。